

収 支 報 告 書

令和5年5月18日

堺市議会議長 様

会派の名称 公明党堺市議団

代表者氏名 吉川敏文

経理責任者氏名 田代優子

(代表者又は経理責任者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和5年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	3,300,000	@300000円 × 11人 × 1ヶ月 = 3,300,000 円
2 その他		
収入合計	3,300,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	68,547	68,547	市政に関する調査及び研究等に要した経費
研 修 費	5,455	5,455	研修会等の参加に要した経費
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	0	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	125,875	125,875	政務調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要した経費
広 報 ・ 広 聴 費	205,345	205,345	市政等に対する要望・意見聴取に要した経費
人 件 費	524,975	524,975	政務調査研究活動の補助職員の雇用に要した経費
事 務 ・ 事 務 所 費	1,053,432	1,053,432	政務調査研究に係る事務遂行に必要な経費及び事務所に要した経費
支 出 合 計	1,983,629	1,983,629	

令和5年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
市政に関する調査研究事業	令和5年4月1日～ 令和5年4月30日	・市民ニーズ掌握のための調査活動、市民相談の開催 ・事業の現状把握及び行政課題に対する現地調査等
市政課題への対策や先行事例等の資料収集	令和5年4月1日～ 令和5年4月30日	・行政情報や定期刊行物の購読 ・政策課題に関する資料収集 ・その他書籍・雑誌・デジタル情報誌・新聞等の購読
広報・広聴事業	令和5年4月1日～ 令和5年4月30日	・自治組織、市民への広報・広聴活動 ・市民相談等を通じた市民ニーズや課題等の把握 ・該当などでの広報活動 ・インターネットによるホームページの運用や市政情報の配信等

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目
4月1日	401001		3,135	-3,135	ノート、セロテープ、スティックのり	⑨
4月1日	401002		660	-3,795	高速料金	②
4月1日	401003		450	-4,245	駐車場代	②
4月1日	401004		660	-4,905	高速料金	②
				-4,905		
4月3日	403001		595	-5,500	E T C 高速料金	②
4月3日	403002		920	-6,420	E T C 高速料金	②
4月3日	403003		5,107	-11,527	インターネットプロバイダ料 1月分	⑦
4月3日	403004		4,268	-15,795	W i F i 利用料 2月分	⑦
4月3日	403005		2,050	-17,845	E T C 高速料金	⑦
4月3日	403006		5,210	-23,055	政務活動専用 固定電話代	⑨
4月3日	403007		15,521	-38,576	携帯電話代 1月利用分	⑨
4月3日	403008		4,200	-42,776	読売新聞代 2月分	⑥
4月3日	403009		4,277	-47,053	日経電子版 サービス料 2月分	⑥
4月3日	403010		4,815	-51,868	タブレット利用料 1月分	⑦
4月3日	403011		47,520	-99,388	自動車リース代 3月分	⑨
4月3日	403012		11,732	-111,120	携帯電話代 1月分	⑨
4月3日	403013		1,410	-112,530	MicrosoftWord 他 月額料金	⑨
4月3日	403014		638	-113,168	マカフィーマルチアクセス月額版	⑨
4月3日	403015		1,311	-114,479	燃料代	①
4月3日	403016		4,277	-118,756	日経電子版 サービス料 2月分	⑥
4月3日	403017		9,998	-128,754	携帯電話代 2月請求	⑨
4月3日	403018		3,448	-132,202	固定電話+インターネット料 2月請求	⑨
4月3日	403019		105,160	-237,362	リース料金 R I S O 印刷機 2台	⑨
4月3日	403020		33,000	-270,362	リース料金 モノクロコピー機	⑨
4月3日	403021		55,770	-326,132	リース料金 富士通サーバー機器 他	⑨
				-326,132		
4月4日	404001		4,300	-330,432	読売新聞代 2月分	⑥
4月4日	404002		3,542	-333,974	インターネット回線使用料 2月分	⑦
4月4日	404003		1,270	-335,244	E T C 高速料金	②
				-335,244		
4月5日	405001		62,744	-397,988	自動車リース代 4月分	⑨
4月5日	405002		57,816	-455,804	自動車リース代 3月分	⑨

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目
4月5日	405003		57,816	-513,620	自動車リース代 4月分	⑨
4月5日	405004		2,140	-515,760	E T C高速料金	⑦
4月5日	405005		47,088	-562,848	自動車リース代 4月分	⑨
4月5日	405006		4,901	-567,749	コーヒー豆代	⑦
4月5日	405007		605	-568,354	OCNメール使用料 2月分	⑦
4月5日	405008		605	-568,959	OCNメール使用料 3月分	⑦
4月5日	405009		7,502	-576,461	市政事務所インターネット料 3月分	⑦
4月5日	405010		11,089	-587,550	モノクロコピー機カウンター料金 他	⑨
4月5日	405011		660	-588,210	政務活動費個人支払分 振込手数料1件	⑨
				-588,210		
4月6日	406001		1,749	-589,959	燃料代	①
4月6日	406002		100	-590,059	駐車場代	⑦
4月6日	406003		7,000	-597,059	リース車保管用駐車場代 4月分	⑨
4月6日	406004		1,000	-598,059	燃料代	①
				-598,059		
4月8日	408001		100	-598,159	駐車場代	⑦
				-598,159		
4月9日	409001		3,433	-601,592	燃料代	①
				-601,592		
4月10日		3,300,000		2,698,408	政務活動費受入れ	
4月10日	410001		96,584	2,601,824	リース車任意保険料	⑨
4月10日	410002		5,049	2,596,775	自賠責保険料 他	⑨
4月10日	410003		200	2,596,575	駐車場代	①
4月10日	410004		200	2,596,375	駐車場代	⑦
				2,596,375		
4月11日	411001		14,178	2,582,197	市政報告チラシ郵送等作業代	⑦
4月11日	411002		3,000	2,577,621	I C O C Aチャージ料	①
4月11日	411003		55	2,582,142	駐車場代	⑦
4月11日	411004		344	2,581,798	切手代	⑦
4月11日	411005		1,177	2,580,621	文房具代	⑨
4月11日	411006		50	2,577,571	駐車場代	⑦
4月11日	411007		300	2,577,271	駐車場代	⑦
4月11日	411008		1,500	2,575,771	燃料代	①

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目
				2,575,771		
4月12日	412001		50	2,575,721	駐車場代	⑦
4月12日	412002		220	2,575,501	駐車場代	⑦
				2,575,501		
4月13日	413001		400	2,575,101	駐車場代	⑦
4月13日	413002		1,252	2,573,849	燃料代	①
4月13日	413003		50	2,573,799	駐車場代	⑦
4月13日	413004		300	2,573,499	駐車場代	⑦
				2,573,499		
4月14日	414001		1,100	2,572,399	駐車場代	⑦
4月14日	414002		220	2,572,179	駐車場代	⑦
4月14日	414003		600	2,571,579	駐車場代	⑦
4月14日	414004		2,450	2,569,129	燃料代	①
4月14日	414005		4,545	2,564,584	燃料代	①
4月14日	414006		5,775	2,558,809	ホームページ運用保守 他	⑦
4月14日	414007		900	2,557,909	駐車場代	⑦
4月14日	414008		1,801	2,556,108	名刺代	⑦
4月14日	414009		330	2,555,778	駐車場代	⑦
4月14日	414010		2,400	2,553,378	燃料代	①
4月14日	414011		200	2,553,178	駐車場代	⑦
4月14日	414012		200	2,552,978	駐車場代	⑦
4月14日	414013		660	2,552,318	政務活動費個人支払分 振込手数料1件	⑨
				2,552,318		
4月15日	415001		7,200	2,545,118	燃料代	①
4月15日	415002		1,360	2,543,758	I COCAチャージ料	①
4月15日	415003		220	2,543,538	駐車場代	⑦
				2,543,538		
4月18日	418001		1,000	2,542,538	駐車場代	⑦
4月18日	418002		1,000	2,541,538	I COCAチャージ料	①
4月18日	418003		400	2,541,138	駐車場代	⑦
4月18日	418004		2,000	2,539,138	燃料代	①
				2,539,138		
4月19日	419001		100	2,539,038	駐車場代	⑦

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目
4月19日	419002		1,400	2,537,638	駐車場代	⑦
4月19日	419003		600	2,537,038	駐車場代	⑦
4月19日	419004		3,049	2,533,989	燃料代	①
4月19日	419005		4,901	2,529,088	コーヒー豆代	⑦
				2,529,088		
4月20日	420001		600	2,528,488	駐車場代	⑦
4月20日	420002		5,662	2,522,826	燃料代	①
4月20日	420003		450	2,522,376	駐車場代	②
4月20日	420004		400	2,521,976	駐車場代	⑦
4月20日	420005		300	2,521,676	駐車場代	⑦
				2,521,676		
4月21日	421001		800	2,520,876	駐車場代	⑦
4月21日	421002		1,282	2,519,594	燃料代	①
4月21日	421003		4,554	2,515,040	燃料代	①
				2,515,040		
4月22日	422001		1,296	2,513,744	燃料代	①
4月22日	422002		7,128	2,506,616	リース車保管用駐車場代 5月分	⑨
4月22日	422003		4,532	2,502,084	FAXインクリボン 他	⑨
				2,502,084		
4月23日	423001		500	2,501,584	駐車場代	⑦
4月23日	423002		3,555	2,498,029	燃料代	①
4月23日	423003		21,000	2,477,029	リース車保管用駐車場代 4~9月分	⑨
				2,477,029		
4月24日	424001		1,000	2,476,029	駐車場代	⑦
4月24日	424002		450	2,475,579	駐車場代	②
4月24日	424003		4,810	2,470,769	プリンター用インク	⑨
4月24日	424004		100	2,470,669	駐車場代	⑦
4月24日	424005		300	2,470,369	駐車場代	⑦
4月24日	424006		11,277	2,459,092	資料保管用倉庫代 5月分	⑨
4月24日	424007		530	2,458,562	切手代	⑦
				2,458,562		
4月25日	425001		16,973	2,441,589	携帯電話代 3月利用分	⑨
4月25日	425002		5,950	2,435,639	政務活動専用 固定電話代 4月分	⑨

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目
4月25日	425003		4,205	2,431,434	燃料代	①
4月25日	425004		1,045	2,415,041	インターネットプロバイダ料 2月分	⑦
4月25日	425005		19,360	2,395,681	自動車リース代 4月分	⑨
4月25日	425006		5,825	2,425,609	タブレット利用料、WiMAX代 3月分	⑦
4月25日	425007		9,523	2,416,086	携帯電話代 3月利用分	⑨
4月25日	425008		50	2,395,631	駐車場代	⑦
4月25日	425009		6,527	2,389,104	携帯電話代 3月利用分	⑨
4月25日	425010		200	2,388,904	駐車場代	⑦
4月25日	425011		140	2,388,764	切手代	⑦
4月25日	425012		660	2,388,104	政務活動費個人支払分 振込手数料1件	⑨
				2,388,104		
4月26日	426001		4,080	2,384,024	E T C 高速料金	⑦
4月26日	426002		1,600	2,382,424	駐車場代	⑦
4月26日	426003		1,795	2,380,629	タブレット利用料 3月利用分	⑦
4月26日	426004		5,368	2,375,261	SoftBankAir 3月利用分	⑦
4月26日	426005		14,718	2,360,543	携帯電話代 3月利用分	⑨
4月26日	426006		6,248	2,354,295	SoftBankAir 3月利用分	⑦
4月26日	426007		14,581	2,339,714	携帯電話代 3月利用分	⑨
4月26日	426008		2,124	2,337,590	燃料代	①
4月26日	426009		50	2,337,540	駐車場代	⑦
4月26日	426010		2,347	2,335,193	固定電話代+インターネット料3月分	⑨
4月26日	426011		1,705	2,333,488	自動車任意保険料(月払)	⑨
4月26日	426012		6,490	2,326,998	インターネットプロバイダ料 3月分	⑦
				2,326,998		
4月27日	427001		5,000	2,321,998	I C O C Aチャージ料	①
4月27日	427002		4,277	2,317,721	日経電子版 サービス料 3月分	⑥
4月27日	427003		864	2,316,857	エリアイノベーションレビュー購読料	⑥
4月27日	427004		3,576	2,313,281	タクシー代	⑦
4月27日	427005		1,750	2,311,531	タブレット利用料 2月利用分	⑦
4月27日	427006		2,730	2,308,801	通信機器使用料 2月利用分	⑦
4月27日	427007		3,200	2,305,601	リース車保管用駐車場代	⑨
4月27日	427008		1,980	2,303,621	AcrobatProDCサブスクリプション月々払	⑨
4月27日	427009		250	2,303,371	GoogleOne100GBストレージプラン	⑨

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目
4月27日	427010		1,579	2,301,792	iPhone用ガラスフィルム	⑨
4月27日	427011		8,000	2,293,792	リース車保管用駐車場代 5月分	⑨
4月27日	427012		6,173	2,287,619	資料保管用倉庫代 5月分	⑨
4月27日	427013		1,862	2,279,777	燃料代	①
4月27日	427014		1,558	2,278,219	燃料代	①
4月27日	427015		9,000	2,269,219	毎日新聞代、日本経済新聞代 4月分	⑥
4月27日	427016		5,021	2,264,198	携帯電話代 2月分	⑨
4月27日	427017		2,880	2,261,318	携帯電話機種代金 2月分	⑨
4月27日	427018		1,381	2,259,937	固定電話代+インターネット料2月分	⑨
4月27日	427019		1,868	2,258,069	AcrobatProDCサブスクリプション 他	⑨
4月27日	427020		17,050	2,241,019	自動車リース代 4月分	⑨
4月27日	427021		3,545	2,237,474	リース車任意保険料	⑨
4月27日	427022		900	2,236,574	駐車場代	⑦
4月27日	427023		10,087	2,226,487	資料保管用倉庫代 5月分	⑨
4月27日	427024		5,980	2,281,639	収納BOX 2ヶ	⑨
4月27日	427025		50	2,226,437	駐車場代	⑦
4月27日	427026		23,706	2,202,731	自動車リース代 4月分	⑨
4月27日	427027		200	2,202,531	駐車場代	⑦
4月27日	427028		8,600	2,193,931	市・府民税 2名4月分	⑧
4月27日	427029		210	2,193,721	切手代	⑦
4月27日	427030		81,058	2,112,663	ペットボトル お茶 他	⑦
4月27日	427031		71,830	2,040,833	JAMP 12ID 4月分のみ	⑥
4月27日	427032		12,133	2,028,700	市政事務所電気代 3月分	⑨
4月27日	427033		660	2,028,040	政務活動費個人支払分 振込手数料1件	⑨
				2,028,040		
4月28日	428001		9,300	2,018,740	読売新聞代、日本経済新聞代 4月分	⑥
4月28日	428002		4,900	2,013,840	日本経済新聞代 4月分	⑥
4月28日	428003		4,250	2,009,590	産経新聞代 4月分	⑥
4月28日	428004		50	2,009,540	駐車場代	⑦
4月28日	428005		4,901	2,004,639	コーヒー豆代	⑦
4月28日	428006		120	2,004,519	切手代	⑦
4月28日	428007		207,837	1,796,682	給与4月分	⑧
4月28日	428008		216,827	1,579,855	給与4月分	⑧

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目
4月28日	428009		91,711	1,488,144	給与4月分	⑧
4月28日	428010		166,623	1,321,521	市政事務所 賃料 5月分	⑨
				1,321,521		
4月29日	429001		100	1,321,421	駐車場代	⑦
4月29日	429002		250	1,321,171	駐車場代	⑦
4月29日	429003		400	1,320,771	駐車場代	⑦
				1,320,771		
4月30日	430001		4,400	1,316,371	読売新聞代 4月分	⑥
						#N/A
						#N/A
			1,983,629			#N/A

雇用状況報告書

公明党堺市議団

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	38時間45分 / 週 (1日 7時間45分× 5日 / 週)		
賃金額	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給	194,584 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> () 活動		
按分	100 %	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) _____ 時間 (週勤務時間数) _____ 時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

勤務条件通知書

公明党堺市議団 吉川 敏文



氏 名	[Redacted]		確認印	[Redacted]
現 住 所	堺市 [Redacted]			
職務内容	政務調査活動補助			
勤務日及び勤務時間	市役所開所日に準ずる 実労7.75時間勤務/1日 午前9時 ~ 午後5時30分 うち昼休憩は45分間とする。			
休 暇	年次有給休暇 [20日] ※ただし、繰越また買取は無しとする			
賃 金	1. 賃 金	月 給 194,584円		
	2. 通 勤 費	支給 [3ヶ月定期金額]		
	3. 支 給 日	毎月末 (休日の場合はその前日)		
社会保険等	1. 健康保険	加 入 (H20年7月度より)		
	2. 厚生年金	加 入 (H20年7月度より)		
	3. 労災保険	加 入		
	4. 雇用保険	適 用		
備 考	月給の 1.75 倍を年間賞与金額とする。 194,584円 × 1.75 = 340,522円 (年額) 支給は月均等割とし、28,377円 (月額・切上げ) を加算する。			
	時間外は時給 @ 1,557円とする。			

出勤簿

2023年3月

↓
2023年4月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備考
21	火				
22	水	09:00	17:30		
23	木	09:00	17:30		
24	金	09:00	17:30		
25	土				
26	日				
27	月	09:00	17:30		
28	火	09:00	17:30		
29	水	09:00	17:30		
30	木	09:00	17:30		
31	金	09:00	17:30		
1	土				
2	日				
3	月	有給休暇			
4	火	09:00	17:30		
5	水	09:00	17:30		
6	木	09:00	17:30		
7	金	09:00	17:30		
8	土				
9	日				
10	月	09:00	17:30		
11	火	09:00	17:30		
12	水	09:00	17:30		
13	木	09:00	17:30		
14	金	09:00	17:30		
15	土				
16	日				
17	月	09:00	17:30		
18	火	09:00	17:30		
19	水	09:00	17:30		
20	木	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	21

雇用状況報告書

公明党堺市議団

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	38 時間45分 / 週 (1日 7時間45分 × 5日 / 週)		
賃金額	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給	189,895 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> () 活動		
按分	100 %	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) / (週勤務時間数) × 100% = 時間 / 時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

勤務条件通知書

公明党堺市議団 吉川 敏文



氏 名	[Redacted]		確認印	[Redacted]
現住所	堺市 [Redacted]			
職務内容	政務調査活動補助			
勤務日及び勤務時間	市役所開所日に準ずる 実労7.75時間勤務/1日 午前9時00分～午後5時30分 うち昼休憩は45分間とする。			
休 暇	年次有給休暇 [20日] ※ただし、繰越また買取は無しとする			
賃 金	1. 賃 金	月 給 189,895 円		
	2. 通 勤 費	支給 [3ヶ月定期金額]		
	3. 支 給 日	毎月末 (休日の場合はその前日)		
社会保険等	1. 健康保険	加 入 (H20年7月度より)		
	2. 厚生年金	加 入 (H20年7月度より)		
	3. 労災保険	加 入		
	4. 雇用保険	適 用		
備 考	月給の1.75倍を年間賞与金額とする。 189,895 円 × 1.75 = 332,317 円 (年額) 支給は月均等割とし、27,694円(月額・切上げ)を加算する。			
	時間外は時給@1,519円とする。			

出勤簿

2023年3月

↓
2023年4月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備考
21	火				
22	水	09:00	17:30		
23	木	09:00	17:30		
24	金	09:00	17:30		
25	土				
26	日				
27	月	有給休暇			
28	火	09:00	17:30		
29	水	09:00	17:30		
30	木	09:00	17:30		
31	金	09:00	17:30		
1	土				
2	日				
3	月	09:00	17:30		
4	火	09:00	17:30		
5	水	09:00	17:30		
6	木	09:00	17:30		
7	金	09:00	17:30		
8	土				
9	日				
10	月	09:00	17:30		
11	火	09:00	17:30		
12	水	09:00	17:30		
13	木	09:00	17:30		
14	金	09:00	17:30		
15	土				
16	日				
17	月	09:00	17:30		
18	火	09:00	17:30		
19	水	09:00	17:30		
20	木	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	21

雇用状況報告書

公明党堺市議団

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和 1 年 6 月 27 日 ~ 令和 年 月 日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	21 時間 / 週 (1日 7時間 × 3日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,023 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> () 活動		
按分	100 %	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間)</u> 時間 (週勤務時間数) 時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

勤務条件通知書

公明党堺市議団 吉川敏夫



氏名 生年月日	[REDACTED]		確認印	[REDACTED]
住 所	堺市 [REDACTED]			
職務内容	政務調査活動補助			
勤務日	市役所開所日に準ずる 月・火・木曜日			
勤務時間	午前9時15分 ~ 午後5時00分 うち昼休憩は45分間とする			
	実労 7.0 時間 勤務 / 1日			
賃 金	1. 賃 金	時間給@ 1,023 円 実労働時間による		
	2. 通 勤 費	支給 自宅~市役所 公共交通1日@500円		
	3. 支 給 日	毎月20日× 月末支給 (休日の場合はその前日)		
社会保険	1. 労災保険	加 入		
	2. 雇用保険	適 用		
備 考	上記内容の変更については、事前に速やかに双方合意の下行うものとする。			
	この書類は労使双方が保管すること。			

出 勤 簿

2023 年 3 月

↓
2023 年 4 月

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間	備 考
21	火				
22	水				
23	木	09:15	17:00	07:00	
24	金				
25	土				
26	日				
27	月	09:15	17:00	07:00	
28	火	09:15	17:00	07:00	
29	水				
30	木	09:15	17:00	07:00	
31	金				
1	土				
2	日				
3	月	09:15	17:00	07:00	
4	火	09:15	17:00	07:00	
5	水				
6	木				
7	金				
8	土				
9	日				
10	月	09:15	17:00	07:00	
11	火	09:15	17:00	07:00	
12	水				
13	木	09:15	17:00	07:00	
14	金				
15	土				
16	日				
17	月	09:15	17:00	07:00	
18	火	09:15	17:00	07:00	
19	水				
20	木	09:15	17:00	07:00	
合計				84:00	
出勤日数				12	

事務所（使用）状況報告書

公明党堺市議団

管理責任者 (議員名)	吉川 敏文		
事務所名	公明党堺市議団事務所		
所在地	〒590-0079 堺市堺区新町4番7号 TEL 072 (232) 6336		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所		<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 有限会社 材庄ビル)
	他用途との兼用 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	55.71 m ²	賃借料	月額 166,568 円 (政務活動費充当額 166,568 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	%	(次のいずれかの説明方法を選択) <input type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・100 % <input type="checkbox"/> 水道代・・・ % <input type="checkbox"/> ガス代・・・ % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・100 % <input checked="" type="checkbox"/> その他 (インターネットプロバイダー利用料)・・・ 100 %	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円) 【所在地】
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物賃貸借契約書

(事業用)

平成 2 / 年 2 月 1 日

建物賃貸借契約書（事業用）

賃貸人 株式会社 材庄 を甲とし、賃借人 公明党堺市議会議員団 を乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

I. 標記

(1) 賃貸借の目的物

所在地	堺市堺区新町 68 番地 1, 67 番地		
住居表示	堺市堺区新町 4 番 7 号		
家屋番号	68 番 1	建物種類	事務所・車庫
建物名称	材庄ビル	住戸番号	4 階 D 号室
構造	鉄筋コンクリート造 陸屋根 5 階建（目的物の所在階数 4 階）		
	<input type="checkbox"/> 共同建 <input type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> 長屋建 <input checked="" type="checkbox"/> その他		
床面積	約 55.71 m ²		
施工仕様	内外装仕様現状渡し		
付属設備	冷暖房設備		
付属施設	無		
付記事項	無。		

* 記入例 → 施工仕様…… 内外装仕様現状渡し、店舗仕様貸主負担施工、内装仕上げ借主負担、冷暖房設備・厨房設備借主負担施工 等
 付属設備…… 給排水設備、冷暖房設備、エアコン、厨房設備、トイレ、照明器具、営業什器一式、クレーン、○○○機械設備一式 等
 付属施設…… 駐車場、車庫、自転車置場、物置、専用庭、庭園 等

(2) 賃貸借契約期間

始期	2009 年 2 月 9 日より	2 年間とする
終期	2011 年 2 月 8 日まで	

(3) 賃料、共益費

金額	支払い方法	振込による場合
賃料 月額 ¥159,000円 (税込)	賃料、共益費を共に現金 持参または振込による 方法により、毎月末日ま でに翌月分を先払いす る。	金融機関名 東京三菱UFJ銀行 堺東支店 預金口座番号 [] 普通口座 宛先名義人 株式会社 材庄ビル フリガナ トウゲグチ カズヒコ
共益費 月額 —円		

(4) 保証金

保証金	円 []	解約時控除金	円 []
-----	-------	--------	-------

(5) 賃貸人及び管理人

賃貸人	住所 〒590-0079 堺市堺区新町4番3号 氏名 株式会社 材庄ビル TEL 072-233-7588
管理人	住所 〒 氏名

(6) 入居者

賃借人	氏名	商号・名称・営業種目・職業	本人との関係、法人の場合 地位(代表者、所長、管理 責任者、社員等)
(本人)		公明党堺市議会議員団	
家族又は従業員、 社員など本物件建 物内入居者 (多人数の場合はそ の地主職員OO名)等 記入 合計 ()人			

(7) 連帯保証人

住所	氏名	職業	借主との関係	年齢	代表
堺市 []	[]	[]			

II. 契約条項
(目的および用途)

第1条 甲はその所有する標記物件(以下「本物件」という。)を、次項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。
第2条 乙は、本物件を 自己の経営する事務所 (多用途利用事務所) として賃借使用することとし、それ以外の目的に使用してはならない。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、標記のとおりとする。
2. 甲および乙は、互いに申し入れなき場合、本契約は自動更新される事とする。

(賃料等)

第3条 賃料および共益費は、標記のとおりとする。
2. 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充たされる。
3. 乙は、翌月分の賃料および共益費をそれぞれ消費税を加算し、毎月末日までに甲方に持参して支払うか、または甲の指定する標記の金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。

ただし、振込みにかかる費用は乙の負担とする。

4. 1カ月に満たない賃料等は、1カ月を30日として日割り計算する。
5. 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、土地または建物の価格の上昇もしくは低下その他の経済変動により、または近傍類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

(保証金)

第4条 乙は、保証金として標記金額を甲に預託する。
2. 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合には、甲は速やかに前項により預託した保証金から標記の解約時控除金を控除した金額を無利息で乙へ返還するものとする。

ただし、乙に賃料等の滞納、損害の賠償その他本契約から生じたもので既に履行期の到来した債務等がある場合は、甲は、標記解約時控除金とは別途に、随時に対等額で標記保証金をこれらの債務に充当することができる。この場合には、甲はその内訳を乙に明示しなければならない。

3. 乙は、本契約期間内において、賃料その他の債務と保証金をと相殺することはできない。

4. 乙は、この保証金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、または保証金を他の債務の担保に供してはならない。

(本物件内の造作等)

第5条 乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。

ただし、この場合施工者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。
2. 乙は、前項の工事を実施するときは周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめたときは直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議苦情等の申出があったときは乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければ

ならない。

(設備・造作等の変更)

第6条 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならぬ。

- (1)本物件内の造作、間仕切り、建具等の新増設または模様替え。
 - (2)電灯の新増設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新増設、移転、変更等。
 - (3)本物件の外表面(出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む)での商号、商標、その他の表示。
2. 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

(修理等)

第7条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の負担とする。

2. 本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理は乙の負担とする。
3. 厨房設備、トイレ、冷暖房器、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備等付属設備が、故障、過失により修理、取換等の必要な場合は、乙の負担とする。
4. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。
5. 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(免責)

第8条 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならない。また、乙の営業活動にかかり、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

(乙の届出義務)

第10条 乙または連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

- (1)乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき。
- (2)乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき、または連帯保証人が破産したとき。
- (3)標記に記載した入居者に変更のあるとき。
- (4)乙または連帯保証人が死亡したとき。
- (5)1ヵ月以上不在する場合における不在期間における不在期間および連絡先。
- (6)本物件を毀損または滅失したとき。
- (7)出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき。

(許可が必要な事項)

第11条 乙は、次の各号の一に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による

建物賃貸借契約書(専業用)

承諾を得なければならない。

- (1)大型金庫、大型書庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき。
- (2)第5条(本物件内の造作等)または第6条(設備・造作等の変更)に該当する行為をしようとするとき。

(禁止事項)

第12条

乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- (1)本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること。
- (2)本物件の一部を第三者に転貸すること。
- (3)本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと。
- (4)本物件において犬、猫等動物の飼育をすること。

(第三者同居の禁止)

第13条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三者の名義を表示してはならない。

(立入点検)

第14条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保安、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認めるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができ。

2. 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。

3. 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4. 前三項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(契約の解除)

第15条

甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないうときは、本契約を解除することができる。

(1)第9条の賃料等の支払義務。

(2)乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務。

2. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

(1)第1条の使用目的に違反したとき。

(2)第11条(許可が必要な事項)のいずれか一に違反したとき。

(3)第12条(禁止事項)のいずれか一に違反したとき。

(4)第13条(第三者同居の禁止)の規定に違反したとき。

(5)反社会的集団(暴力団、過激な集団等)の関係者であることが判明し、またはこれらの団体に加盟したとき。

(6)その他本契約に関し重大な義務違反があったとき。

(契約の終了)

第16条 次の各号の一に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

(特約条項)
第 23 条

下記条項のとおりとする。

- ・本契約物件は現状有姿の引渡しとする。
- ・本契約物件の張り出し看板は、家賃とは別途月々8,000円で設置する事が出来る。
- ・本契約物件の家賃は消費税込みとしているが、消費税増税の際は消費税増税分を上乗せとする事を乙は承諾した。
- ・本契約物件の1階部分のプレート看板は甲の費用負担で設置する。
- ・本契約物件の解除時、又は本契約終了時の退去時は、現状回復（壁のペンキ塗り直し、床の汚れ：傷多き場合張替え、空調機の汚れ、電球の取替えを借主にて行う）とする。
- ・本契約物件に於ける電気代は検診となっている為、当月電気代は翌月分の家賃と一緒に甲の指定する口座へ振り込みで行う事を乙は承諾した。 以上

- (1)天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。
- (2)法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第 17 条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の6ヶ月前までに甲に書面で予告しなければならぬ。
ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の6ヶ月分相当額を支払い即時解約することができる。

(明け渡し)

第 18 条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。
2. 乙は、明け渡しに際し、乙の費用で本件建物に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。
3. 乙は、明け渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。
4. 乙は、明け渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

(連帯保証人)

第 19 条 借記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。
2. 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認められる他の連帯保証人を付すものとする。

(雑則)

第 20 条 本物件における電気、電話等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(消費税)

第 21 条 乙は、第3条に定める賃料および共益費、第4条第2項の解約時控除金および第18条第4項の損害金について、消費税としてそれらの5%相当額を負担するものとする。
なお、解約時控除金に関する消費税は、乙は、本契約締結時に標記の保証金と共に、甲に支払うものとする。

(協議事項)

第 22 条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各々その一通を保有する。

平成 年 月 日

堺市堺区新町4番3号
有限会社材庄ビル

甲 (貸貸人)

住所

代表取締役 山口和彦

氏名

(TEL 072-233-7588)

乙 (賃借人)

堺市堺区南瓦町3番1号

住所

公明党堺市議会議員団

氏名

(TEL 072-228-7203)

連帯保証人

住所

堺市 [住所] [氏名]

氏名

(TEL [住所] [氏名])

この契約書は、宅地建物取引業法第87条に定められている誓面を兼ねています。

媒介業者

免許番号 大阪府知事 (10) 15542号

事務所所在地 堺市堺区一条通18番8号

商号(名称) 信栄商事株式会社

代表者氏名 橋本 英樹

宅地建物取引主任者 登録番号 (大阪) 第 [住所] 号

氏名 [住所]

媒介業者

公明党堺市議会議員団御中

堺市堺区新町4番7号

有限会社 材庄ビル

代表取締役 峠口和彦

消費税増税に関するお知らせ

拝啓、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、消費税法改正により平成26年4月1日から消費税が8%となります。

つきましては、4月分以降の賃貸料等、新税率にてご請求させていただきますので、何卒ご理解ご了承を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

請 求 書

平成26年3月吉日

公明党堺市議会議員団御中

堺市堺区新町4番7号
有限会社 材庄ビル
代表取締役 峠口和彦

金額 ¥163,540 .-

平成26年4月分以降の賃料を上記の金額で請求させていただきますので宜しくお願いします。

計算式 $¥159,000 \div 1.05 \times 1.08 = 163,540$

振込先 三菱東京UFJ銀行 堺東支店
普通預金
有限会社 材庄ビル 峠口和彦

材庄ビル賃貸借変更契約証書

平成21年2月9日に 有限会社材庄ビル（以下甲という）と公明党堺市議会議員団（以下乙という）との間に締結された材庄ビル賃貸借契約書を平成27年5月1日より以下のように変更する。尚、この変更契約書は、従前の契約書の変更箇所のみを記載し、それ以外は従前の賃貸借契約書通りとする。

変更箇所

賃借人の名称を公明党堺市議会議員団から公明党堺市議団に変更する。

この契約書を証する為、本証書2通を作成し、甲乙各押印の上各その1通を保有する。

平成27年 5 月 / 日

甲

堺市堺区新町4番3号
有限会社材庄ビル
代表取締役 峠口和彦



乙

堺市堺区南瓦町3番1号
公明党堺市議団



令和元年9月吉日

材庄ビルテナント様各位

有限会社 材庄ビル



消費税増税対応のお願い

拝啓 初秋の候、貴社には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年10月より消費税が8%から10%に引き上げられる事に伴い、貴社の賃貸料等のご請求額を10月分より増税分の2%上乘せさせていただきます。何卒ご理解賜ります様お願い申し上げます。

敬具

請 求 書

令和元年9月6日

公明党堺市議会議員団御中

堺市堺区新町4番7号
有限会社 材庄ビル
代表取締役 峠口和彦

金額 ¥166,568 .-

令和元年10月分以降の賃料を上記の金額で請求させていただきます。お振込みの程、宜しくお願い致します。

計算式 $163,540 \div 1.08 \times 1.1 = 166,568$

振込先 三菱UFJ銀行 堺東支店
普通預金 XXXXXXXXXX
有限会社 材庄ビル 峠口和彦

590-0078

大阪府堺市堺区南瓦町3-1

公明党 堺市議団 御中

01673-01673

(お問い合わせ窓口)

541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター

0570-003338

[営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2020年 5月25日	お問い合わせ番号	
商品名	リバー		
	※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	2020年 5月25日から 2025年 5月24日まで (60ヵ月)		
お支払合計額	1,174,800円	内消費税額	106,800円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、
口座番号は表示しておりません。

三菱UFJ銀行	堺	支店	口座番号*****
預金種別	普通	口座名義人	コウメイトウ サカイシダツ

お取扱店

ビーシーメディア株式会社

TEL 0722-32-1233

お支払明細

作成日 2020年 6月 5日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
1	20 7	19,580円	1,780円	11,552,200円
2	20 8	19,580	1,780	11,356,400
3	20 9	19,580	1,780	11,160,600
4	20 10	19,580	1,780	10,964,800
5	20 11	19,580	1,780	10,769,000
6	20 12	19,580	1,780	10,573,200
7	21 1	19,580	1,780	10,377,400
8	21 2	19,580	1,780	10,181,600
9	21 3	19,580	1,780	9,985,800
10	21 4	19,580	1,780	9,790,000
11	21 5	19,580	1,780	9,594,200
12	21 6	19,580	1,780	9,398,400
13	21 7	19,580	1,780	9,202,600
14	21 8	19,580	1,780	9,006,800
15	21 9	19,580	1,780	8,811,000
16	21 10	19,580	1,780	8,615,200
17	21 11	19,580	1,780	8,419,400
18	21 12	19,580	1,780	8,223,600
19	22 1	19,580	1,780	8,027,800
20	22 2	19,580	1,780	7,832,000
21	22 3	19,580	1,780	7,636,200
22	22 4	19,580	1,780	7,440,400
23	22 5	19,580	1,780	7,244,600
24	22 6	19,580	1,780	7,048,800
25	22 7	19,580	1,780	6,853,000
26	22 8	19,580	1,780	6,657,200
27	22 9	19,580	1,780	6,461,400
28	22 10	19,580	1,780	6,265,600
29	22 11	19,580	1,780	6,069,800
30	22 12	19,580	1,780	5,874,000
31	23 1	19,580	1,780	5,678,200
32	23 2	19,580	1,780	5,482,400
33	23 3	19,580	1,780	5,286,600
34	23 4	19,580	1,780	5,090,800
35	23 5	19,580	1,780	4,895,000
36	23 6	19,580	1,780	4,699,200
37	23 7	19,580	1,780	4,503,400
38	23 8	19,580	1,780	4,307,600
39	23 9	19,580	1,780	4,111,800
40	23 10	19,580	1,780	3,916,000
41	23 11	19,580	1,780	3,720,200
42	23 12	19,580	1,780	3,524,400
43	24 1	19,580	1,780	3,328,600
44	24 2	19,580	1,780	3,132,800
45	24 3	19,580	1,780	2,937,000
46	24 4	19,580	1,780	2,741,200
47	24 5	19,580	1,780	2,545,400
48	24 6	19,580	1,780	2,349,600

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
49	24 7	19,580円	1,780円	2,153,800円
50	24 8	19,580	1,780	1,958,000
51	24 9	19,580	1,780	1,762,200
52	24 10	19,580	1,780	1,566,400
53	24 11	19,580	1,780	1,370,600
54	24 12	19,580	1,780	1,174,800
55	25 1	19,580	1,780	979,000
56	25 2	19,580	1,780	783,200
57	25 3	19,580	1,780	587,400
58	25 4	19,580	1,780	391,600
59	25 5	19,580	1,780	195,800
60	25 6	19,580	1,780	0

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

＜営業担当窓口＞ 大阪第一支店
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

シヤープリース契約書

★お客様がお申込みになる会社名
 貸貸人(乙) シヤープファイナンス(株)
 〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13
 リースについての問合せ窓口 事務センター TEL 0570-003338

(裏面契約 款を承認の上、この契約を締結します。)

住所フリガナ 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
 社名フリガナ 公明党堺市議団
 代表者名 団長 吉川敏文
 役職名 代表者名 フリガナ 吉川敏文

9. 法人・個人事業主 (1男・2女) 立 業 種 業 種 月 年 月 年
 明・大・昭・平・令 8. 公的機関 設 立 年 月 年 月 年
 01. 自己所有 02. 家族所有 03. 社宅・官舎 居 住
 04. 借家 05. 賃貸マンション 1有・0無 同 居 の 家 族
 06. 公団・公営 09. アパート 1有・0無 同 居 の 家 族

10. 自宅住所 年 月 日 年 月 日
 11. 借家住所 年 月 日 年 月 日
 12. 借家住所 年 月 日 年 月 日

お勤め先 名称・所属・役職
 ご自宅 名称・所属・役職

所在地 〒 堺市

性別 男 2女 (9. 法人)
 昭・平・令 生 年 月 日 住 居 住 居
 01. 自己所有 02. 家族所有 03. 社宅・官舎
 04. 借家 05. 賃貸マンション
 06. 公団・公営 09. アパート

お勤め先 名称・所属・役職
 ご自宅 名称・所属・役職

所在地 〒 堺市

性別 男 2女 (9. 法人)
 昭・平・令 生 年 月 日 住 居 住 居
 01. 自己所有 02. 家族所有 03. 社宅・官舎
 04. 借家 05. 賃貸マンション
 06. 公団・公営 09. アパート

お勤め先 名称・所属・役職
 ご自宅 名称・所属・役職

所在地 〒 堺市

性別 男 2女 (9. 法人)
 昭・平・令 生 年 月 日 住 居 住 居
 01. 自己所有 02. 家族所有 03. 社宅・官舎
 04. 借家 05. 賃貸マンション
 06. 公団・公営 09. アパート

ゆうちょ銀行以外の金融機関 コード 種目コード 種別コード 種別コード
 166 34 シヤープファイナンス株式会社
 本店(支店) 種目コード 種別コード 種別コード
 166 34 シヤープファイナンス株式会社

預金種別 口座番号 通帳記号 通帳番号(右ツメ記入)
 ① 普通(総合口座) 2当座 1 0

名義人(金融機関お困り名義通りにご記入ください)
 名義人 公明党堺市議団
 役職名 団長
 代表者名 吉川敏文

口座名義人 代表者名 吉川敏文

※法人様名義の口座の場合、ご記入ください。ゆうちょは銀行を除く。
 4枚目に金融機関のお印を押し印を捺印していただく。

1. 新規 2. 機種変更 3. 増設
 申込機種 機種変更の場合、旧契約番号
 申込年月日 20 20 11 30
 契約年月日 20 20 11 30

③ 正契約書 (SFC用)

商品名	メーカー名	機種名	台数
70119-	キヤノン	LBP 853Ci	1
リース物件			
1			
2			
3			
4			
5			
6			

(賃借人住所と異なる場合は) 設置元名称・郵便番号・住所・電話番号を記入してください。

リース期間	リース開始日	リース開始日	リース開始日	リース開始日	リース開始日
20 年 月 日	20 年 月 日	20 年 月 日	20 年 月 日	20 年 月 日	20 年 月 日
第1回目	第2回目	最終回	第1回目	第2回目	最終回
20 年 月 日	20 年 月 日	20 年 月 日	20 年 月 日	20 年 月 日	20 年 月 日

リース料	支払日	毎月3()日	支払方法	口座振替・銀行振込
8500円	20 年 月 日			
8500円	20 年 月 日			
9350円	20 年 月 日			

※小数点第一位を切り捨てた整数が消費税等となります。

再リース料(月額)	リース料	支払日	毎月3()日	支払方法	口座振替・銀行振込
8500円	8500円	20 年 月 日			
8500円	8500円	20 年 月 日			
9350円	9350円	20 年 月 日			

※再リース料は再リース開始時のお支払となり、所定の消費税等が附加されます。(リース満了日の翌日から再リース開始となります)

月	保守料	消費税率	合計	代理受領	第1回目	最終回	保守料総額(税込)
20 年 月 日				20 年 月 日			
20 年 月 日				20 年 月 日			
20 年 月 日				20 年 月 日			

特約条項

保守会社 (保守についてのお問合せ先)

取扱店 (商品についてのお問合せ先)

〒590-0048 堺市堺区一条通17-25
 ビーシーメディア株式会社
 代表取締役 岡本友輔
 TEL. 072-232-1233

SFC使用欄 支払 予定日 締日 払
 K.G (税込) 保守総額 (税込)

相殺 担当者

590-0078

大阪府堺市堺区南瓦町3-1

公明党 堺市議団 御中

01932- 01932

(お問い合わせ窓口)

541-0052

大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター

0570-003338

[営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2020年12月14日	お問い合わせ番号	
商品名	レーザープリンター ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	2020年12月14日から 2025年12月13日まで (60ヵ月)		
お支払合計額	561,000円	内消費税額	51,000円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、口座番号は表示していません。

三菱UFJ銀行	堺	支店	口座番号*****
預金種別	普通	口座名義人	コウメイウ カイキキタン

お取扱店	ビーシーメディア株式会社 TEL 0722-32-1233
------	----------------------------------

お支払明細

作成日 2020年 12月 25日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
1	21 2	9350円	850円	551650円
2	21 2	9350	850	542300
3	21 3	9350	850	532950
4	21 4	9350	850	523600
5	21 5	9350	850	514250
6	21 6	9350	850	504900
7	21 7	9350	850	495550
8	21 8	9350	850	486200
9	21 9	9350	850	476850
10	21 10	9350	850	467500
11	21 11	9350	850	458150
12	21 12	9350	850	448800
13	22 1	9350	850	439450
14	22 2	9350	850	430100
15	22 3	9350	850	420750
16	22 4	9350	850	411400
17	22 5	9350	850	402050
18	22 6	9350	850	392700
19	22 7	9350	850	383350
20	22 8	9350	850	374000
21	22 9	9350	850	364650
22	22 10	9350	850	355300
23	22 11	9350	850	345950
24	22 12	9350	850	336600
25	23 1	9350	850	327250
26	23 2	9350	850	317900
27	23 3	9350	850	308550
28	23 4	9350	850	299200
29	23 5	9350	850	289850
30	23 6	9350	850	280500
31	23 7	9350	850	271150
32	23 8	9350	850	261800
33	23 9	9350	850	252450
34	23 10	9350	850	243100
35	23 11	9350	850	233750
36	23 12	9350	850	224400
37	24 1	9350	850	215050
38	24 2	9350	850	205700
39	24 3	9350	850	196350
40	24 4	9350	850	187000
41	24 5	9350	850	177650
42	24 6	9350	850	168300
43	24 7	9350	850	158950
44	24 8	9350	850	149600
45	24 9	9350	850	140250
46	24 10	9350	850	130900
47	24 11	9350	850	121550
48	24 12	9350	850	112200

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
49	25 1	9350円	850円	102850円
50	25 2	9350	850	93500
51	25 3	9350	850	84150
52	25 4	9350	850	74800
53	25 5	9350	850	65450
54	25 6	9350	850	56100
55	25 7	9350	850	46750
56	25 8	9350	850	37400
57	25 9	9350	850	28050
58	25 10	9350	850	18700
59	25 11	9350	850	9350
60	25 12	9350	850	0

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

＜営業担当窓口＞ 大阪第一支店
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

590-0078

大阪府堺市堺区南瓦町3-1

公明党 堺市議団 御中

01633- 01633

(お問い合わせ窓口)

541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター
0570-003338

[営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2021年 3月29日	お問い合わせ番号	
商品名	ｼﾞﾑﾖｳｲﾝｻﾞｯｷ ﾎｶ ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	2021年 3月29日から 2027年 3月28日まで (72ヵ月)		
お支払合計額	7,571,520円	内消費税額	688,320円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、口座番号は表示しておりません。

三菱UFJ銀行	堺	支店	口座番号*****
預金種別	普通	口座名義人	ｺﾞﾓｲﾄﾞ ﾏｲｼﾞﾝ

お取扱店	ビーシーメディア株式会社 TEL 0722-32-1233
------	----------------------------------

お支払明細

作成日 2021年 4月 5日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
1	21 5	105,160円	9,560円	74,663,600円
2	21 6	105,160円	9,560円	73,612,000円
3	21 7	105,160円	9,560円	72,560,400円
4	21 8	105,160円	9,560円	71,508,800円
5	21 9	105,160円	9,560円	70,457,200円
6	21 10	105,160円	9,560円	69,405,600円
7	21 11	105,160円	9,560円	68,354,000円
8	21 12	105,160円	9,560円	67,302,400円
9	22 1	105,160円	9,560円	66,250,800円
10	22 2	105,160円	9,560円	65,199,200円
11	22 3	105,160円	9,560円	64,147,600円
12	22 4	105,160円	9,560円	63,096,000円
13	22 5	105,160円	9,560円	62,044,400円
14	22 6	105,160円	9,560円	60,992,800円
15	22 7	105,160円	9,560円	59,941,200円
16	22 8	105,160円	9,560円	58,889,600円
17	22 9	105,160円	9,560円	57,838,000円
18	22 10	105,160円	9,560円	56,786,400円
19	22 11	105,160円	9,560円	55,734,800円
20	22 12	105,160円	9,560円	54,683,200円
21	23 1	105,160円	9,560円	53,631,600円
22	23 2	105,160円	9,560円	52,580,000円
23	23 3	105,160円	9,560円	51,528,400円
24	23 4	105,160円	9,560円	50,476,800円
25	23 5	105,160円	9,560円	49,425,200円
26	23 6	105,160円	9,560円	48,373,600円
27	23 7	105,160円	9,560円	47,322,000円
28	23 8	105,160円	9,560円	46,270,400円
29	23 9	105,160円	9,560円	45,218,800円
30	23 10	105,160円	9,560円	44,167,200円
31	23 11	105,160円	9,560円	43,115,600円
32	23 12	105,160円	9,560円	42,064,000円
33	24 1	105,160円	9,560円	41,012,400円
34	24 2	105,160円	9,560円	39,960,800円
35	24 3	105,160円	9,560円	38,909,200円
36	24 4	105,160円	9,560円	37,857,600円
37	24 5	105,160円	9,560円	36,806,000円
38	24 6	105,160円	9,560円	35,754,400円
39	24 7	105,160円	9,560円	34,702,800円
40	24 8	105,160円	9,560円	33,651,200円
41	24 9	105,160円	9,560円	32,599,600円
42	24 10	105,160円	9,560円	31,548,000円
43	24 11	105,160円	9,560円	30,496,400円
44	24 12	105,160円	9,560円	29,444,800円
45	25 1	105,160円	9,560円	28,393,200円
46	25 2	105,160円	9,560円	27,341,600円
47	25 3	105,160円	9,560円	26,290,000円
48	25 4	105,160円	9,560円	25,238,400円

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
49	25 5	105,160円	9,560円	24,186,800円
50	25 6	105,160円	9,560円	23,135,200円
51	25 7	105,160円	9,560円	22,083,600円
52	25 8	105,160円	9,560円	21,032,000円
53	25 9	105,160円	9,560円	19,980,400円
54	25 10	105,160円	9,560円	18,928,800円
55	25 11	105,160円	9,560円	17,877,200円
56	25 12	105,160円	9,560円	16,825,600円
57	26 1	105,160円	9,560円	15,774,000円
58	26 2	105,160円	9,560円	14,722,400円
59	26 3	105,160円	9,560円	13,670,800円
60	26 4	105,160円	9,560円	12,619,200円
61	26 5	105,160円	9,560円	11,567,600円
62	26 6	105,160円	9,560円	10,516,000円
63	26 7	105,160円	9,560円	9,464,400円
64	26 8	105,160円	9,560円	8,412,800円
65	26 9	105,160円	9,560円	7,361,200円
66	26 10	105,160円	9,560円	6,309,600円
67	26 11	105,160円	9,560円	5,258,000円
68	26 12	105,160円	9,560円	4,206,400円
69	27 1	105,160円	9,560円	3,154,800円
70	27 2	105,160円	9,560円	2,103,200円
71	27 3	105,160円	9,560円	1,051,600円
72	27 4	105,160円	9,560円	0円

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

＜営業担当窓口＞ 大阪第二支店
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

シャープリース契約書

★お客様が申込みになる会社名
 貸與人(乙) シャープファイナンス(株)
 〒102-0083 東京都千代田区麹町5丁目1番地1
 リーズについての問合せ窓口 事務センター TEL0570-003338

住所フリガナ
界市界区南瓦町3番1号
 社名フリガナ
公明党界市議団
 役職名 代表者名フリガナ
団長 吉川敏文
 9.法人・8.公的機関 設 明・大・昭・平・令 業 種
 個人事業主(1男・2女) 立 年 月 業 種
 フリガナ
 代表者 昭・平・令 年 月 日 居 住
 1.自己所有 02.家族所有 03.社宅・官舎
 2.借家 04.借家 05.賃貸マンション
 3.公団・公営 06.アパート

お勤め先 名称・所属・役職
 ご自営
 所在地
 性別 生年月日 家族構成
 1男・2女 昭・平・令 年 月 日 0無 0無 0無
 (9歳以下) 子株()人
 01.自己所有 02.家族所有 03.社宅・官舎
 04.借家 05.賃貸マンション
 06.公団・公営 09.アパート

ゆうちょ銀行以外の金融機関 コード
三友 V F J (銀行)信用金庫
 本店 支店
 預金種別 口座番号
 ①普通(総合口座) 2.当座
 名義人(金融機関お掛け名義通りにご記入ください。)
 名義人 **公明党界市議団**
 役職名※ **代表 吉川敏文**
 代表者名※
 フリガナ
 マイサイン
 ヤクショクメイ
 ダイヒョウシャメイ

1.新規 2.機種変更 3.増設
 機種変更の場合、旧契約番号
 申込種類
 ③ 正契約書(SFC用)
 申込年月日 20 年 月 日
 契約年月日 20 年 月 日

商品名	メーカー名	機種名	台数
パソコン	NEC	LAVIE	2
リース物件			

(賃借人住所と異なる場合) 認識先名称・郵便番号・住所・電話番号を記入してください。
 〒590-0009 堺市堺区新町4-7 4F 072-232-6336
 公明党 市報事務所

リース期間	リース開始日から	リース料	リース料
60ヶ月	20 年 月 日	11400 円	11400 円
リース開始予定日	20 年 月 日	リース料	合計
リース開始日	20 年 月 日	11400 円	12540 円

※小数点第一位を切り捨てした整数が消費税等となります。

リース料	支払日	毎月	3ヶ月	支払方法	口座振替	銀行振込
第1回目	20 年 月 日	20 円	20 円	20 円		
第2回目	20 年 月 日	20 円	20 円	20 円		
最終回	20 年 月 日	20 円	20 円	20 円		

※再リース料は再リース開始時のお支払となり、所定の消費税等が追加されます。(リース満了日の翌日から再リース開始となります)

月	保守料	消費料	合計	代理受領	第1回目	20 年 月
月					20	年 月
月					20	年 月
月					20	年 月

月額リース料に2を乗じた額と同額
 月額リース料に2を乗じた額と同額
 月額リース料に2を乗じた額と同額

特約条項
 保守会社 (保守についてのお問合せ先)
 取得店 (商品についてのお問合せ先)
 〒590-0048 堺市堺区一袋通17-25
 ビーシーメディア株式会社
 代表取締役 岡本友輔
 TEL072-232-1233

SFC使用欄
 K G
 (税込) 支払 予定日 締日 払
 相 殺 保守料(税込) 保守料(税込)
 No 担当者

※法人様名義の口座の場合、ご記入ください。ゆうちょ銀行を除く。ゆうちょ銀行の口座はご記入ください。4枚目に金融機関のお届け印を押印してください。

590-0078

大阪府堺市堺区南瓦町3-1

公明党 堺市議団

様

() 01522- 01522

(お問い合わせ窓口)

541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター
0570-003338

[営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2021年12月2日	お問い合わせ番号	()
商品名	H°-ソナルコンピ°ーター ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	2021年12月2日から 2026年12月1日まで (60ヵ月)		
お支払合計額	752,400円	内消費税額	68,400円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、口座番号は表示しておりません。

三菱UFJ銀行	堺	支店	口座番号*****
預金種別	普通	口座名義人	コウメイトリ カイシキダシ

お取扱店	ビーシーメディア株式会社 TEL 0722-32-1233
------	----------------------------------

お支払明細

作成日 2021年 12月 16日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
1	22/1	12540円	1140円	739860円
2	22/2	12540	1140	727320
3	22/3	12540	1140	714780
4	22/4	12540	1140	702240
5	22/5	12540	1140	689700
6	22/6	12540	1140	677160
7	22/7	12540	1140	664620
8	22/8	12540	1140	652080
9	22/9	12540	1140	639540
10	22/10	12540	1140	627000
11	22/11	12540	1140	614460
12	22/12	12540	1140	601920
13	23/1	12540	1140	589380
14	23/2	12540	1140	576840
15	23/3	12540	1140	564300
16	23/4	12540	1140	551760
17	23/5	12540	1140	539220
18	23/6	12540	1140	526680
19	23/7	12540	1140	514140
20	23/8	12540	1140	501600
21	23/9	12540	1140	489060
22	23/10	12540	1140	476520
23	23/11	12540	1140	463980
24	23/12	12540	1140	451440
25	24/1	12540	1140	438900
26	24/2	12540	1140	426360
27	24/3	12540	1140	413820
28	24/4	12540	1140	401280
29	24/5	12540	1140	388740
30	24/6	12540	1140	376200
31	24/7	12540	1140	363660
32	24/8	12540	1140	351120
33	24/9	12540	1140	338580
34	24/10	12540	1140	326040
35	24/11	12540	1140	313500
36	24/12	12540	1140	300960
37	25/1	12540	1140	288420
38	25/2	12540	1140	275880
39	25/3	12540	1140	263340
40	25/4	12540	1140	250800
41	25/5	12540	1140	238260
42	25/6	12540	1140	225720
43	25/7	12540	1140	213180
44	25/8	12540	1140	200640
45	25/9	12540	1140	188100
46	25/10	12540	1140	175560
47	25/11	12540	1140	163020
48	25/12	12540	1140	150480

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
49	26/1	12540円	1140円	137940円
50	26/2	12540	1140	125400
51	26/3	12540	1140	112860
52	26/4	12540	1140	100320
53	26/5	12540	1140	87780
54	26/6	12540	1140	75240
55	26/7	12540	1140	62700
56	26/8	12540	1140	50160
57	26/9	12540	1140	37620
58	26/10	12540	1140	25080
59	26/11	12540	1140	12540
60	26/12	12540	1140	0

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

<営業担当窓口> 大阪第二支店
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

シャープフリースター人契約書

★お客様がお申込みになる会社名
 貸與人(乙) シャープファイナンス(株)
 〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13
 リースについてのお問合せ窓口 事務センター TEL0570-003338

所在地 堺市堺区南瓦町3番1号
 社名 フリガナ 公明党堺市議団
 代表者名 団長 吉川敏文
 役員名 代表者名 フリガナ 明・大・昭・平・令
 9.法人 8.公的機関 設 立 年 月 業 種
 個人事業主(1男・2女) 住 居 住 宅 住 宅
 01.自己所有 02.家族所有 03.社宅・官舎 04.借家 05.賃貸マンション 06.公団・公営 09.アパート

フリガナ 住居の家族 1・0無
 お勤め先 名称・所属・役職
 ご自営
 所在地
 性別 生 年 月 日 住 居 住 宅 住 宅
 1男・2女 昭・平・令 01.自己所有 02.家族所有 03.社宅・官舎 04.借家 05.賃貸マンション 06.公団・公営 09.アパート
 (9.法人) 年 月 日 子 供 () 人

ゆうちよ銀行 三菱UFJ 信用金庫 本店 166 34
 種目コード 種別コード 加入者名
 預金種別 口座番号
 普通(総合口座) 2.当座
 名義人(金融機関お届け名義通りにご記入ください)
 名義人 公明党堺市議団
 後職名※
 代表者名※ 代表 吉川敏文
 口座名義人

※法人様名義の口座の場合、ご記入ください。ゆうちよ銀行を除く。
 4枚目に金融機関お届け印を押印してください。

③ 正契約書 (SFC用)
 申込 1.新規 2.機種変更 3.増設
 機種変更の場合、旧契約番号
 申込年月日 20 22 01 13
 契約年月日 20

商品名	メーカー名	機種名	台数
UTM	Check Point	CP/550	1
リース物			
1			
2			
3			
4			
5			
6			

物件設置場所
 (賃借人住所と異なる場合) 設置先名称・郵便番号・住所・電話番号を記入してください。

リース期間	リース開始日	リース開始予定日	リース開始日	リース料	月額リース料	消費税等	合計
第1回目	20 年 月 日	20 年 月 日	20 年 月 日	13000円			13000円
第2回目	20 年 月 日	20 年 月 日	20 年 月 日	13000円			13000円
最終回	20 年 月 日	20 年 月 日	20 年 月 日	14300円			14300円

※小数点第一位を切り捨てた整数が消費税等となります。

リース料	支払日	毎月3()日	支払方法	口座振替	銀行振込
第1回目	20 年 月 日	20 年 月 日	20 年 月 日		
第2回目	20 年 月 日	20 年 月 日	20 年 月 日		
最終回	20 年 月 日	20 年 月 日	20 年 月 日		

再リース料 (年額) 月額リース料に2を乗じた額と同額
 ※再リース料は再リース開始時のお支払となり、所定の消費税等が附加されます。(リース満了日の翌日から再リース開始となります)

月	保守料	消費税等	合計	保守料	代理受領	第1回目	年
保守料				20		20	年
消費税等				20		20	年
合計							

特約条項
 保守料総額(税込)

保守会社 (保守についてのお問合せ先)
 取扱店 (商品についてのお問合せ先)

SFC使用欄	支払	締日	払
K G (税込)			
相 殺			

No. 担当者

590-0078

大阪府堺市堺区南瓦町3-1

公明党 堺市議団 御中

() 01208- 01208

(お問い合わせ窓口)

541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター
0570-003338

[営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2022年 1月26日	お問い合わせ番号	
商品名	UTMソウチ(SA) ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	2022年 1月26日から 2027年 1月25日まで (60ヵ月)		
お支払合計額	858,000円	内消費税額	78,000円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、口座番号は表示していません。

三菱UFJ銀行	堺	支店	口座番号*****
預金種別	普通	口座名義人	コウメイトリ サカイキョウ

お取扱店	ビーシーメディア株式会社 TEL 0722-32-1233
------	----------------------------------

お支払明細

作成日 2022年 2月 5日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高	お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
1	22:3	14,300円	1,300円	843,700円	49	26:2	14,300円	1,300円	157,300円
2	22:3	14,300円	1,300円	829,400円	50	26:3	14,300円	1,300円	143,000円
3	22:4	14,300円	1,300円	815,100円	51	26:4	14,300円	1,300円	128,700円
4	22:5	14,300円	1,300円	800,800円	52	26:5	14,300円	1,300円	114,400円
5	22:6	14,300円	1,300円	786,500円	53	26:6	14,300円	1,300円	100,100円
6	22:7	14,300円	1,300円	772,200円	54	26:7	14,300円	1,300円	85,800円
7	22:8	14,300円	1,300円	757,900円	55	26:8	14,300円	1,300円	71,500円
8	22:9	14,300円	1,300円	743,600円	56	26:9	14,300円	1,300円	57,200円
9	22:10	14,300円	1,300円	729,300円	57	26:10	14,300円	1,300円	42,900円
10	22:11	14,300円	1,300円	715,000円	58	26:11	14,300円	1,300円	28,600円
11	22:12	14,300円	1,300円	700,700円	59	26:12	14,300円	1,300円	14,300円
12	23:1	14,300円	1,300円	686,400円	60	27:1	14,300円	1,300円	0円
13	23:2	14,300円	1,300円	672,100円					
14	23:3	14,300円	1,300円	657,800円					
15	23:4	14,300円	1,300円	643,500円					
16	23:5	14,300円	1,300円	629,200円					
17	23:6	14,300円	1,300円	614,900円					
18	23:7	14,300円	1,300円	600,600円					
19	23:8	14,300円	1,300円	586,300円					
20	23:9	14,300円	1,300円	572,000円					
21	23:10	14,300円	1,300円	557,700円					
22	23:11	14,300円	1,300円	543,400円					
23	23:12	14,300円	1,300円	529,100円					
24	24:1	14,300円	1,300円	514,800円					
25	24:2	14,300円	1,300円	500,500円					
26	24:3	14,300円	1,300円	486,200円					
27	24:4	14,300円	1,300円	471,900円					
28	24:5	14,300円	1,300円	457,600円					
29	24:6	14,300円	1,300円	443,300円					
30	24:7	14,300円	1,300円	429,000円					
31	24:8	14,300円	1,300円	414,700円					
32	24:9	14,300円	1,300円	400,400円					
33	24:10	14,300円	1,300円	386,100円					
34	24:11	14,300円	1,300円	371,800円					
35	24:12	14,300円	1,300円	357,500円					
36	25:1	14,300円	1,300円	343,200円					
37	25:2	14,300円	1,300円	328,900円					
38	25:3	14,300円	1,300円	314,600円					
39	25:4	14,300円	1,300円	300,300円					
40	25:5	14,300円	1,300円	286,000円					
41	25:6	14,300円	1,300円	271,700円					
42	25:7	14,300円	1,300円	257,400円					
43	25:8	14,300円	1,300円	243,100円					
44	25:9	14,300円	1,300円	228,800円					
45	25:10	14,300円	1,300円	214,500円					
46	25:11	14,300円	1,300円	200,200円					
47	25:12	14,300円	1,300円	185,900円					
48	26:1	14,300円	1,300円	171,600円					

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

＜営業担当窓口＞ 大阪第二支店
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

590-0078

大阪府堺市堺区南瓦町3番地1号

公明党 堺市議団

様

00812-00812

(お問い合わせ窓口)

541-0052

大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター

0570-003338

[営業時間 10時~17時(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2022年12月22日	お問い合わせ番号	
商品名	デジタルフクロウキ ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	2022年12月22日から 2027年12月21日まで (60ヵ月)		
お支払合計額	1,980,000円	内消費税額	180,000円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、口座番号は表示していません。

三菱UFJ銀行	堺	支店	口座番号*****
預金種別	普通	口座名義人	コウメイトリ カイシキダシ

お取扱店	ピーシーメディア株式会社 TEL 0722-32-1233
------	----------------------------------

お支払明細

作成日 2023年 1月 5日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
1	23:2	330000円	30000円	1947000円
2	23:3	330000	30000	1914000
3	23:4	330000	30000	1881000
4	23:5	330000	30000	1848000
5	23:6	330000	30000	1815000
6	23:7	330000	30000	1782000
7	23:8	330000	30000	1749000
8	23:9	330000	30000	1716000
9	23:10	330000	30000	1683000
10	23:11	330000	30000	1650000
11	23:12	330000	30000	1617000
12	24:1	330000	30000	1584000
13	24:2	330000	30000	1551000
14	24:3	330000	30000	1518000
15	24:4	330000	30000	1485000
16	24:5	330000	30000	1452000
17	24:6	330000	30000	1419000
18	24:7	330000	30000	1386000
19	24:8	330000	30000	1353000
20	24:9	330000	30000	1320000
21	24:10	330000	30000	1287000
22	24:11	330000	30000	1254000
23	24:12	330000	30000	1221000
24	25:1	330000	30000	1188000
25	25:2	330000	30000	1155000
26	25:3	330000	30000	1122000
27	25:4	330000	30000	1089000
28	25:5	330000	30000	1056000
29	25:6	330000	30000	1023000
30	25:7	330000	30000	990000
31	25:8	330000	30000	957000
32	25:9	330000	30000	924000
33	25:10	330000	30000	891000
34	25:11	330000	30000	858000
35	25:12	330000	30000	825000
36	26:1	330000	30000	792000
37	26:2	330000	30000	759000
38	26:3	330000	30000	726000
39	26:4	330000	30000	693000
40	26:5	330000	30000	660000
41	26:6	330000	30000	627000
42	26:7	330000	30000	594000
43	26:8	330000	30000	561000
44	26:9	330000	30000	528000
45	26:10	330000	30000	495000
46	26:11	330000	30000	462000
47	26:12	330000	30000	429000
48	27:1	330000	30000	396000

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
49	27:2	330000円	30000円	3630000円
50	27:3	330000	30000	3300000
51	27:4	330000	30000	2970000
52	27:5	330000	30000	2640000
53	27:6	330000	30000	2310000
54	27:7	330000	30000	1980000
55	27:8	330000	30000	1650000
56	27:9	330000	30000	1320000
57	27:10	330000	30000	990000
58	27:11	330000	30000	660000
59	27:12	330000	30000	330000
60	28:1	330000	30000	0

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

＜営業担当窓口＞ 大阪第二支店
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング



複合機メンテナンス契約書

公明党堺市議団

様(甲) と保守サービス契約店

ビーシーメディア株式会社(乙)とは、複合機の保守サービスに関して、
以下のとおり契約を締結致します。

機種 BP-70M65

機番 25001257

設置日 2022/12/22

設置場所 〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3-1 本館 11階

保守サービス形態 カウンター料金形態とし、通常使用状況内において、複合機本体の
修理・点検・調整及び部品の交換に必要な費用はカウンター料金に
含まれます。但し、特定部品(外装等)は有償となります。

カウンター料金 (トナー込み)	合算基本料金	2,000 円/月
	ブラック 一律	1.5 円

カウンター料金計算開始日 2022年 12月 22日
開始カウント ブラック 23 カウント / カラー 0 カウント

設定おまかせサービス(1,000円/月)に申し込む

- ※ 乙が毎月サイクルでリモート検針又は電話連絡にてカウンター値をチェックします。
- ※ 契約有効期限は、6年間とし、期間満了の1ヶ月前までに双方いずれから解約の申入れがない場合、更に1年間自動更新し以後も同様とします。甲は、本契約の最初の更新時に限り1カウント当りのカウンター料金が20%上昇することについて、予め同意するものとします。
補修用性能部品に関しては、メーカー保有期間に準ずるものとします。
- ※ 上記の金額には、消費税は含まれておりません。
本契約の成立の証として、本書を2通作成し、各々記名押印の上、各1通を保管する。

<販売店使用欄>

甲 住所氏名	堺市堺区南瓦町3番1号 公明党堺市議団 吉川敏文 TEL 072-228-7203	
乙 住所氏名	〒590-0048 堺市堺区一条通17-25 ビーシーメディア株式会社 代表取締役 岡本友輔 tel 072-232-1233(代)	

自動車リース契約書

契約日 2022年17月14日

貸主（以下「甲」という）と借主（以下「乙」という）並びに連帯保証人は、目録記載の自動車（以下「自動車」という）のリース（以下「リース」という）について、表記載及び裏面の契約条項に基づき契約を締結します。
乙又は連帯保証人が個人の場合は、裏面の契約条項につづく「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項」に同意のうえ、契約を締結します。

借主
住所
フリガナ
氏名
名
フリガナ
氏名
生年月日

連帯保証人
住所
フリガナ
氏名
生年月日

〒150-0013
東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15
スバルファイナンス株式会社
代表取締役 岡田 登明
クレジット・リース本部
電話 0120-386506



(1) 自動車の目録

契約番号	車名	型式
	レガシィ アウトバック LIMITED EX(EYESIGHT) X搭載	BT5B5M8-4V 4S90
初度登録年月	車台番号	登録番号
年 月	年 月	年 月
使用の本拠地	引渡場所	保管場所
	ご指定の場所	
付属品		
特別仕様		

(2) リース方式	メンテナンスリース	(3) リースメニュー	シンプルパッケージNeo 1500	マイカーリース
(4) リース期間	90ヶ月	年 月 日	年 月 日	日まで「リース料お支払明細書兼請求書」に記載
支払方法	自動引落（毎月5日）	均等		
支払金額	初回～99回目	78,430 円(消費税込み)		(6) 規定損害金 基本額 5,571,482 円 減額月額 71,300 円
	最終回	78,430 円(消費税込み)		(7) 契約走行キロ数 月間 1,500 km 契約期間 90,000 km
(5) リース料等	リース料	71,300 円/月 (総額 4,278,000 円)		(8) 支払期日に関する特約 支払開始はリース開始月の翌々月5日を第1回目の引落日とし、その金額は、第1回分と第2回分の2ヶ月分とします。 引落日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を引落日とします。
	消費税	7,130 円/月 (総額 427,900 円)		(9) 車体損傷等精算時の免責特約 (残存価格精算特約付個人リース) 登録車 10万円
	計	78,430 円/月 (総額 4,705,900 円)		
	頭金リース料	0 円(消費税込み)		

(10) リース料に含まれる項目	(12) 自動車保険の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 車両代	付保先 お客様
<input checked="" type="checkbox"/> 登録費用	保険会社
<input checked="" type="checkbox"/> 燃費性能割	保険種別
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車税 (全期間)	年齢条件
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車運送税 (全期間)	対人 1名 0 百万円
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車損害賠償責任保険料 (全期間)	対物 1事故 0 百万円 免責 0 万円
<input checked="" type="checkbox"/> (付保先 デイラー)	搭乗者 1名 0 百万円 1事故 0 百万円
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車保険料	車 両 1年目 0 万円 免責 0-0 万円
<input checked="" type="checkbox"/> メンテナンス料	*2年目以降は時価額で付保します。免責金額は保険証券に記載。
<input checked="" type="checkbox"/> JAF加入金及び年会費	(13) 自動車保険に関する特約
(11) メンテナンスの内容	メニュー：(オプションパッケージ)
<input checked="" type="checkbox"/> 継続車検整備(基本点検料)	<input checked="" type="checkbox"/> バッテリー交換 個 迄
<input checked="" type="checkbox"/> 一般修理 (消耗品・磨耗部品交換及び故障修理)	<input checked="" type="checkbox"/> タイヤ交換 本 迄
<input checked="" type="checkbox"/> エンジンオイル、オイルフルト交換 (10 回迄)	<input checked="" type="checkbox"/> 代車提供(裏面契約条項による)
<input checked="" type="checkbox"/> 法定点検整備	<input checked="" type="checkbox"/> 事故免責(免責内修理を含む)
<input checked="" type="checkbox"/> 定期点検整備(メーカー推奨時期)	<input checked="" type="checkbox"/> 特装品修理
	(14) メンテナンスに関する特約 エンジン・材料・油交換は法定点検、車検時とし、新車無料1ヶ月点検・6ヶ月点検はエンジンのみとします。

(15) 特約事項 - 下記精算金等には、別途消費税を申し受けます -
残存価格の精算 あり (1,295,000 円) なし

*超過走行キロ精算金：80千キロ迄10円/キロ 80千1キロから20円/キロ
*メーカー保証延長付き(新車時加入コース)
*安心補償サービス付(乙は「加入証」記載の付帯約款に同意し本契約を締結します。)

(16) 担当特約店
大阪スバル株式会社
大阪府守口市八雲東町1-21-23
TEL 06-6008-3131

※初度登録年月、車台番号、登録番号、リース期間は、後日「リース料お支払明細書兼請求書」等でご連絡いたしますので、契約が満了になるまで本契約書とともに大切に保管ください。

2023.1~

駐車場利用規則

(利用者の制限)

第 1 条 住宅共有地内駐車場（以下「駐車場」という。）の利用資格は次のとおりとする。

- 一 当住宅居住者で組合員の所有又は使用する車であること。
- 二 ここでいう車の所有又は使用とは、自動車検査証（以下「検査証」という。）の所有又は使用者欄の記載に基づくものとする。
- 三 利用できる車は、車両総重量 2.3 t 以下で、駐車場 1 台スペース内の大きさまでとする。ただし、車高は 210 cm までとする。
- 四 次の場合は、組合員の所有又は使用する車と同様の扱いとする。
 - (1) 当住宅居住者で、組合員の代理の者の所有又は使用する車。
組合員の代理の者とは
 - ア 法人組合員の所有する住宅においては、その法人から管理組合へ入居届けの提出のあった者。
 - イ 組合員が長期不在等の場合における留守番又はその組合員と住宅の賃貸契約を締結している契約名義者で、管理組合へ入居届けの提出のあった者。
 - (2) 配偶者及び同居親族の所有又は使用する車。
 - (3) 自動車購入予定者で、駐車場の利用開始後 30 日以内に購入できる場合。

(利用資格検査)

第 2 条 駐車場利用希望者は、所定の申込書に「検査証」（写）及び必要書類を添えて理事長に提出し、理事会の審査承認を得なければならない。

- 2 駐車場利用契約の更新に際しては、契約書に添えて利用車両の「検査証」（写）1 部を提出しなければならない。

(駐車料金等)

第 3 条 理事会の承認を得た駐車場利用者（以下「利用者」という。）は、下記のとおり敷金ならびに駐車場利用金（以下「料金」という。）を所定の方法により管理組合に支払うものとする。

- ・敷 金 ■■■■■ 円（契約締結時）
- ・料 金 4,000 円（月 額）
内訳 管理費繰入れ：1,500 円
 駐車場修繕積立金：2,500 円

(利用・契約期間)

第 4 条 駐車場の利用・契約期間は、契約締結時からその日が属する年度の 3 月 31 日までとし、契約期間の終了する日までに契約を更新するものとする。

(解約届け)

第 5 条 駐車場の利用契約解約希望者は、解約日の 15 日前までに所定の解約届けを理事長に提出するものとする。

(利用者の遵守義務)

第 6 条 駐車場を利用する者は、次のことを遵守しなければならない。

- 一 指定された駐車場以外に駐車してはならない。
- 二 所定のカードを契約車両のフロントガラス付近に明示しなければならない。
- 三 契約車両に変更を生じた時は、遅滞なく所定の手続きに従って理事長に届け出なければならない。
- 四 駐車場の現状を変更する工作をしたり、駐車以外の目的に利用することはできない。又、洗車等に共用水栓を利用してはならない。
- 五 住宅地では慎重に徐行状態で運転しなければならない。又、車の運行を認められていない道路等に乗り入れてはならない。
- 六 団地内でエンジンをふかし、警音その他騒音について注意しなければならない。

(利用者の損害賠償義務)

第 7 条 利用者の故意又は過失により他の車もしくは管理共用物に損害を与えた場合は、利用者が賠償の責を負うものとする。

(組合の免責)

第 8 条 駐車場利用者の車に関する盗難・破損・その他の事故については、管理組合は一切その責を負わない。

(契約の解除・利用拒否)

第 9 条 駐車場利用申込書に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により駐車場を利用していると認められた時及び料金の滞納があった場合は、当該利用者の契約を解除することができるものとする。

- 2 利用者の行為が当住宅内の保安・秩序を乱すと理事会が認めた場合及び契約事項に違反した場合は、契約を解除することができるものとする。
- 3 契約車両以外の車両を団地内に常時駐車しているときは、契約を解除することができるものとする。
- 4 前 1、2、3、項により契約を解除された利用者は、直ちに駐車場の利用を中止しなければならない。

(駐車場利用権の譲渡)

第 10 条 駐車場利用権の名義変更は、利用者の同居親族に限り、理事会で審査の上承認

期間限定キャンペーン実施中!

限定

WEB得

WEBからのサービスお申し込み&アンケート回答で

商品券3,000円をプレゼント!

あなたにピッタリのバック料金とキャンペーンがすぐわかる!

J:COMかんたん料金シミュレーション

●シミュレーターはコチラ

新規お申し込み

お得プラン >>

J:COM TV My style NEXT >>

月額利用料金

J:COMのサービスをまとめて、料金おトクにしよう!

サービスを一つだけ利用する場合。

J:COM TV

J:COM TV デジタル

コース

4,980円(税込 5,229円)

※オプションチャンネルをお申込みの場合、料金は別途必要です。詳しくはこちらをご覧ください。

J:COM NET

J:COM NETウルトラ 160Mコース

コース

6,000円(税込 6,300円)/月 モデムレンタル料込

J:COM NET 40Mコース

5,500円(税込 5,775円)/月 モデムレンタル料込

J:COM NET 12Mコース※1

3,980円(税込 4,179円)/月 モデムレンタル料込

J:COM NET 1Mコース

2,980円(税込 3,129円)/月 モデムレンタル料込

※ベストエフォート:接続先までのトラフィックや環境により変化し、速度を保証するものではありません。※オプションサービスをお申込みの場合、料金は別途必要です。※1 一部のJ:COM局では、J:COM NET 24Mコース:下り最大24Mbps、上り最大2Mbpsとなります。

6,000

$$(4,980 + 6,000 + 1,330) = 12,310 \div 25.3 = 48.7\% \text{ ネット回線の割合}$$

J:COM PHONE (住宅用)

コース

1,330円(税込 1,397円)

※ユニバーサルサービス料として、1電話番号あたり月額3.15円(税込)のご負担をいただきます。

新規お申し込み

大阪エリアにお住まいの方

エリアを変更する

サービスをまとめて利用する場合。

まとめておトク!

お得プラン

コース

お得プラン160 + J:COM TV デジタル+ 無線ホームLAN	⇒	J:COM NET ウルトラ160Mコース + 無線ホームLAN※1	+	J:COM PHONE	税込 9,500円/
お得プラン40	⇒	J:COM TV デジタル+J:COM NET 40Mコース+J:COM PHONE			税込 8,800円/
お得プラン12	⇒	J:COM TV デジタル+J:COM NET 12Mコース+J:COM PHONE			税込 5,229円/

※2年間(集合住宅の場合は1年間)のご利用が条件となります。※既にご加入の方も対象です。ただし、お申込が必要となり、プラン変更やサービス追加/変更に伴い、別途手数料/工事費が必要となります。
 ※1 無線ホームLANは、「お得プラン160」にご加入いただくと標準装備となります。関西エリア、九州・山口エリアでご提供するサービスです。>>詳しくはこちら

お得プラン お申し込み

※ご契約条件をご確認のうえ、お申し込みください。

J:COM NET パック

コース

J:COM NET パック160M	⇒	J:COM NET ウルトラ160Mコース+J:COM PHONE	税込 5,460円/
J:COM NET パック40M	⇒	J:COM NET 40Mコース+J:COM PHONE	税込 4,725円/

※2年間(集合住宅の場合は1年間)のご利用が条件となります。※既にご加入の方も対象です。ただし、お申込が必要となり、プラン変更やサービス追加/変更に伴い、別途手数料/工事費が必要となります。

J:COM NET パック お申し込み

※ご契約条件をご確認のうえ、お申し込みください。

レンタルボックス使用契約書

貸主アパルトマンホールディングス株式会社(以下「甲」という。)と借主 宮本 恵子 (以下「乙」という。)とは、乙が S-Cube 堺P-8 (以下「レンタルボックス」という。)を使用するため、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(使用区画)

所在地: 大阪府 堺市北区百舌鳥赤畑町3丁158番3、158番2 (地番)
レンタルボックス番号: ■■■号

第2条(使用目的)

乙は物品類の保管のため(現金・貴金属・有価証券・通帳・印章・重要書類等の貴重品を除く)、甲よりレンタルボックスを借受けるものとする。

第3条(契約の期間)

1. 契約期間は、2013年4月21日から2014年4月20日までの1年間とする。但し、契約期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方より解約の申し出がなく、かつ当該使用者が使用資格を有する限り、更に1年この契約を更新するものとし、その後も同様とする。
2. 上記更新の際、乙は甲に更新料として5,250円支払うものとする。

第4条(レンタルボックス使用料等)

1. 使用料は、月額 10,000 円也(消費税込み)とする。
2. 保証料は使用料の50%(最低■■■円、最大■■■円)とする。 ※更新料:50%/2年毎。■■■
3. 契約事務手数料は 0 円とする。
4. 管理料は300円/月とする

第5条(使用料の支払方法)

1. 乙は自動引落しにより使用料を支払い、手数料は210円とし乙の負担とする。
2. 使用料は毎月27日に引落とす。但し振込みの場合は月末迄に翌月分を先払いとする。
3. 1ヶ月未満の使用料は日割り計算とする。ただし、解約月の使用料の日割り計算は行わず1ヵ月分とする。

<振込み口座>

三井住友銀行 梅田支店
普通口座 NO. ■■■■■
名義:アパルトマンホールディングス株式会社

第6条(遅延損害金)

乙が、この契約に基づく支払を遅延した時は、乙は支払うべき日の翌日から起算して、支払日の前日に至るまでの日数に応じて、支払うべき金額に対し年利14.6%の遅延損害金を支払うものとする。

第7条(保証金)

1. 甲は預託した保証金を、本契約が終了し乙が当該レンタルボックスを明渡した後、乙が甲に支払うべき債務を精算し契約終了月の翌月末日迄に乙に返却する。
2. 保証金については無利息とする。
3. 保証金は本契約の存続中、使用料と相殺することは出来ない。
4. 本契約書をもって保証金の預り証とする。

第8条(使用料等滞納)

甲は、乙が使用料等の支払を遅延し、60日間以上滞納を続けた場合、鍵を切断し、鍵交換の処置を行うことができる。

第9条(使用料の変更)

本契約期間中であっても、公租公課、諸物価の変動、近隣比較等により使用料が著しく不相応となったときは、甲乙協議の上使用料の改定を行うことができる。

第10条(乙の賠償義務)

乙またはその家族、その従業員その他乙の指揮監督下にある者が故意または過失により、当該レンタルボックスまたは他の施設及び付属品に損害を与えたときは、甲が自己の責任と負担においてその損害を甲に対し賠償しなければならない。

第11条(甲の免責)

1. 天災地変、火災、盗難、漏水等の事故、その他甲の責に帰すべからざる事由により、乙の保管物に損害が生じても、甲は一切その責を負わないものとする。
2. 同様に第2条に記載する使用目的に違反して、現金・貴金属・有価証券・通帳・印章・重要書類の貴重品を、保管することによって発生した事故についても、乙は一切その責を負わないものとする。

第12条(権利の譲渡・転貸の禁止)

乙は、理由の如何にかかわらず、本契約書上の乙の権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。

第13条(禁止事項)

1. 乙は次の各項の行為をしてはならない。
 - ① 住居、事務所または店舗として使用すること。
 - ② 物品以外の動植物を飼育・栽培すること。
 - ③ 危険物を保管すること。
 - ④ 保管中の他の物件に悪影響を及ぼす物品、異臭・悪臭を発する物品、水分や高温を発する物品を保管、持ち込むこと。
 - ⑤ 滞在・宿泊・飲食すること。
 - ⑥ 場内で、物品の収納、搬出以外の作業をすること。
 - ⑦ 他の利用者の利用に支障をきたすこと。
 - ⑧ 荷物搬出入のさい、車のドア・レンタルボックスのドアの開閉等騒音により近隣住民に迷惑をかけること。
2. 乙は、レンタルボックス管理規約誓約書に定める事項を遵守しなければならない。

第14条(営業時間)

荷物搬出入は、原則午前7時から午後2時までとし、緊急を要する場合を除き使用不可とする。

第15条(立入り)

1. 甲は本物件の防火、構造の保全、その他本物件の管理上特に必要があるときは、予め乙の承諾を得て本物件内に立入ることができる。
2. 但し、緊急の必要がある場合においては、予め承諾を得ることなく本物件内に立入ることができる。

第16条(期間内解約)

1. 契約期間中といえども、甲または乙は書面により1ヶ月前の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、予告期間の満了と同時に本契約は終了する。
2. 乙の解約申し入れが前項の予告期間に不足するときは、乙は不足する予告期間分の使用料を支払い即時解約することができる。

第17条(契約の解除)

- 甲は、乙が以下のいずれかに該当したときは何等の通告又は催告することなく、直ちに本契約を解除する事ができる。
1. 使用料及びその他の料金の支払を1ヶ月間滞納した場合。
 2. 第13条の禁止事項に違反した場合。
 3. 暴力団又は犯罪組織の構成員又は準構成員であると認められるとき、暴力団又は犯罪組織の構成員又は準構成員と認められる者のためにレンタルボックスを使用したとき、及び捜査機関からレンタルボックスの捜査を受けたとき。
 4. その他本契約の各事項に違反した場合。
 5. 上記1の規程により契約解除になる場合には、即刻残置物の処分を致します。

第18条(契約の終了)

1. 契約の解除または解約により本契約が終了した場合は、乙は直ちに当該本物件を現状に復し、甲に明渡さなければならない。
2. 契約期間終了後に残置されている乙の物品については、乙が所有権を放棄したものと甲が自由に処分できるものとする。
3. 前1項に係わらず、乙が前項の原状回復義務を怠った場合は甲は乙に代わって原状回復を行うことができるものとする。但し、それに要した費用は乙の負担とする。

第19条(定めなき事項)

1. 本契約に定めなき事項については、民法その他の法令及び慣行に従い、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

第20条(管轄裁判所)

甲・乙及び連帯保証人は、この本契約から生じる権利・義務に関して紛争が生じた場合、甲の指定する吹田簡易裁判所を管轄裁判所とすることに予め合意するものとする。
本契約を証する為、本書2通を作成し、貸主・借主・及び連帯保証人署名捺印の上、貸主・借主各1通保有する。

第21条(特約事項)

1. キャンペーン契約の為、6ヶ月以内でのご解約の場合、違約金として通常契約時との差額分を支払うものとする。

第22条(動産の移転・処分)

甲は、管理上支障がある場合において、その旨を乙に対し通知するか、若しくはレンタルボックスに掲示をする事によって、レンタルボックス内の動産の移転及び処分をする事ができる。尚、その詳細に関しては、別途定める『動産の移転・処分に関する覚書』に準ずるものとする。

以上

本契約を証する為、本書2通を作成し、貸主・借主記名捺印の上、貸主・借主各1通保有する。

平成25年4月18日

甲(貸主) 住所: 大阪府吹田市江坂町1丁目23番28号 江坂南ロビ

氏名: アパルトマンホールディングス株式会社



乙(借主) 住所: 大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町2丁目92-1-605

氏名:

宮本 志子



TEL: [REDACTED]

管理会社 〒564-0063 大阪府吹田市江坂町1-12-1
アパルトマン株式会社 TEL 06-6821-7787 FAX 06-6821-3501

オレンジコンテナ堺P-8 ご利用料金案内

宮本 恵子 様

契 約 番 号	1 ■ 号	2	3
	賃料(税別)	管理料(税別)	引落手数料(税別)
月 額 利 用 料	9,524	1,500	200
【2019年9月分まで】			
請求内容	金額		
賃 料	10,286		
管 理 料	1,620		
手 数 料	216		
請 求 金 額	12,122		
【2019年10月分】			
請求内容	金額		
賃 料	10,476		
管 理 料	1,650		
手 数 料	216		
請 求 金 額	12,342		
【2019年11月分より】			
請求内容	金額		
賃 料	10,476		
管 理 料	1,650		
手 数 料	220		
請 求 金 額	12,346		
※更新月：毎年4月 更新料：5,500円			

令和1年11月26日

管理者

アパルトマンイクシーズ株式会社
 電話 06-6821-7787
 FAX 06-6821-7788



自動車リース契約書

契約日 2022年12月27日

貸主（以下「甲」という）と借主（以下「乙」という）並びに連帯保証人は、目録記載の自動車（以下「自動車」という）のリース（以下「リース」という）について、表記載及び裏面の契約条項に基づき契約を締結します。
乙又は連帯保証人が個人の場合は、裏面の契約条項につづく「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項」に同意のうえ、契約を締結します。

借主 乙	〒 691-8037 住所 (所在地) 丹波市八雲町2丁目2-1-605 フリガナ 丹波市八雲町 氏名 宮本 海子 名称 及び (代表者名) 生年月日	貸主 甲	〒 150-0013 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15 スバルファイナンス株式会社 代表取締役 岡田 稔明 クレジット・リース本部 電話 0120-386506
	連帯保証人 乙		住所 〒 フリガナ 氏名 生年月日 年 月 日 電話 ()

(1) 自動車の目録

契約番号	車名	型式
	フォレスト ADVANCE (EYESIGHT搭載車)	SKEE5HL-PS 1X30
初度登録年月	車台番号	登録番号
年 月	「リース料お支払明細書兼請求書」に記載	「リース料お支払明細書兼請求書」に記載
使用の本拠地	引渡場所	保管場所
自動車検査証に記載 別紙明細参照	ご指定の場所	
付属品		
特別仕様		

(2) リース方式	メンテナンスリース	(3) リースメニュー	シンプルパッケージNeo 500	マイカーリース
(4) リース期間	60 ヶ月	年 月 日 ~ 年 月 日	「リース料お支払明細書兼請求書」に記載	
支払方法	自動引落 (毎月5日)	均等	基本額	5,242,785 円
支払金額	初回~59 回目	72,270 円(消費税込み)	減価月額	65,700 円
	最終回	72,270 円(消費税込み)	(7) 契約走行キロ数	月間 500 km 契約期間 30,000 km
(5) リース料等	リース料	65,700 円/月 (総額 3,942,000 円)	(8) 支払期日に関する特約	
	消費税	6,570 円/月 (総額 394,200 円)	支払開始はリース開始月の翌々月5日を第1回目の引落日とし、その金額は、第1回分と第2回分の2ヶ月分とします。	
	計	72,270 円/月 (総額 4,336,200 円)	引落日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を引落日とします。	
	頭金リース料	0 円(消費税込み)	(9) 車体損傷等精算時の免責特約	
			（残存価格精算特約付個人リース）	
			登録車 10万円	

(10) リース料に含まれる項目	(12) 自動車保険の内容
<input type="checkbox"/> 車両代 <input type="checkbox"/> 付属品・特別仕様代	付保先 お客様
<input type="checkbox"/> 登録費用	保険会社
<input type="checkbox"/> 環境性能割	保険種別
<input type="checkbox"/> 自動車税 (全期間)	年齢条件
<input type="checkbox"/> 自動車重量税 (全期間)	対人 1名 0 百万円
<input type="checkbox"/> 自動車損害賠償責任保険料 (全期間)	対物 1事故 0 百万円 免責 0 百万円
(付保先 デイラー)	搭乗者 1名 0 百万円 1事故 0 百万円
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車保険料	車 両 1年目 0 万円 免責 0-0 万円
<input type="checkbox"/> メンテナンス料	※2年目以降は時価額で付保します。免責金額は保険証券に記載。
<input checked="" type="checkbox"/> JAF加入金及び年会費	(13) 自動車保険に関する特約
(11) メンテナンスの内容	(14) メンテナンスに関する特約
<input type="checkbox"/> 継続車検整備(基本点検料)	エンジンオイル交換は法定点検、車検時とし、新車
<input type="checkbox"/> 一般修理	無料1ヶ月点検・6ヶ月点検はエンジンオイルのみとします。
(消耗品・消耗部品交換及び故障修理)	
<input type="checkbox"/> エンジンオイル、オイルフィルタ交換 (10 回迄)	
<input type="checkbox"/> 法定点検整備	
<input type="checkbox"/> 定期点検整備(メーカー推奨時期)	

(15) 特約事項 - 下記精算金等には、別途消費税を申し受けます -
残存価格の精算 あり (1,300,000 円) なし

*超過走行キロ精算金：80千キロ迄10円/キロ 80千1キロから20円/キロ
*メーカー保証延長付き (新車時加入コース)
*安心補償サービス付 (乙は「加入証」記載の付帯約款に同意し本契約を締結します。)

(16) 担当特約店
大阪スバル 株式会社
大阪府守口市八雲東町1-21-23
TEL 06-6908-3131

※初度登録年月、車台番号、登録番号、リース期間は、後日「リース料お支払明細書兼請求書」等でご連絡いたしますので、契約が満了になるまで本契約書とともに大切に保管ください。

借主
連帯保証人
捺印

連帯保証人
捺印

一枚目及び二枚目がお客様控えとなります。

お客様用(借主) 1/2

料金後納郵便

〒591-8037
大阪府堺市北区
百舌鳥赤畑町2丁目2-1-605

宮本恵子様



親展

スバルリース

SUBARU GROUP
スバルファイナンス株式会社

クレジット・リース本部
〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号
TEL 03-3445-2112

B9576-00 発行年月日 令和05年03月23日 M 0576421

※ 郵便 年印部分よりゆっくゆっくはがしでください。
2 両等により濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。

リース料お支払明細書兼請求書

この度は、スバルリースをご利用頂き誠に有難うございます。自動
本書記載の契約内容をご確認頂き、契約が満了となるまで自動
車リース契約書とともに大切に保管していただくようお願いいた
します。リース料の口座引落は、弊社指定の代行機関ユニシーカ
ー(株)等の名称で引落とし、通帳にも記載されます。
引落口座名義人 05日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)
金融機関名/支店名/りそな
預金種目/口座番号 普通
口座名義人 堺東
※お客様情報保護のため、口座番号の一部を省略させていただきます。

東京都渋谷区恵比寿1-19-1
スバルファイナンス株式会社

ご通知内容
契約番号 []
初年度登録年 [] 令和05年02月
車台番号 []
登録番号 []
リース期間 開始日 令和05年02月17日
終了日 令和10年02月16日

回	支払 年月	お支払 金額	内消費 税等	お支払 後 残高	支払 年月	お支払 金額	内消費 税等	お支払 後 残高
1	05/03	72,270	6,570	4,263,980	07/07	72,270	6,570	2,240,370
2	05/04	72,270	6,570	4,191,660	07/08	72,270	6,570	2,168,100
3	05/05	72,270	6,570	4,119,390	07/09	72,270	6,570	2,095,830
4	05/06	72,270	6,570	4,047,120	07/10	72,270	6,570	2,023,560
5	05/07	72,270	6,570	3,974,850	07/11	72,270	6,570	1,951,290
6	05/08	72,270	6,570	3,902,580	07/12	72,270	6,570	1,879,020
7	05/09	72,270	6,570	3,830,310	08/01	72,270	6,570	1,806,750
8	05/10	72,270	6,570	3,758,040	08/02	72,270	6,570	1,734,480
9	05/11	72,270	6,570	3,685,770	08/03	72,270	6,570	1,662,210
10	05/12	72,270	6,570	3,613,500	08/04	72,270	6,570	1,589,940
11	06/01	72,270	6,570	3,541,230	08/05	72,270	6,570	1,517,670
12	06/02	72,270	6,570	3,468,960	08/06	72,270	6,570	1,445,400
13	06/03	72,270	6,570	3,396,690	08/07	72,270	6,570	1,373,130
14	06/04	72,270	6,570	3,324,420	08/08	72,270	6,570	1,300,860
15	06/05	72,270	6,570	3,252,150	08/09	72,270	6,570	1,228,590
16	06/06	72,270	6,570	3,179,880	08/10	72,270	6,570	1,156,320
17	06/07	72,270	6,570	3,107,610	08/11	72,270	6,570	1,084,050
18	06/08	72,270	6,570	3,035,340	08/12	72,270	6,570	1,011,780
19	06/09	72,270	6,570	2,963,070	09/01	72,270	6,570	939,510
20	06/10	72,270	6,570	2,890,800	09/02	72,270	6,570	867,240
21	06/11	72,270	6,570	2,818,530	09/03	72,270	6,570	794,970
22	06/12	72,270	6,570	2,746,260	09/04	72,270	6,570	722,700
23	07/01	72,270	6,570	2,673,990	09/05	72,270	6,570	650,430
24	07/02	72,270	6,570	2,601,720	09/06	72,270	6,570	578,160
25	07/03	72,270	6,570	2,529,450	09/07	72,270	6,570	505,890
26	07/04	72,270	6,570	2,457,180	09/08	72,270	6,570	433,620
27	07/05	72,270	6,570	2,384,910	09/09	72,270	6,570	361,350
28	07/06	72,270	6,570	2,312,640	09/10	72,270	6,570	289,080
					お支払合計	4,386,200	内消費税等	394,200

M 0576421

お客様番号: B9576-00

自動車リース契約書

貸與人使用欄(検印)

契約番号 [REDACTED]
2021年4月12日

賃借人(甲)

住所 堺市南区若松台3-14-3
氏名 田 澂 和 夫

賃貸人(乙)

東京都千代田区外神田四丁目14番1号
日本カーソリューションズ株式会社
代表取締役社長 高島俊史

連帯保証人

住所
氏名

連帯保証人

住所
氏名

極度額	円
-----	---

極度額	円
-----	---

上記賃借人(以下「甲」という。)と賃貸人(以下「乙」という。)とは、乙が乙所定の「リースDeマイカー契約の内容について」(以下「重要事項説明書」という。)にて、リース契約の内容及びリース料総額等を説明し、甲がこれに確認・同意のうえ本契約書にて次のとおり自動車リース契約(以下「本契約」という。)を締結します。なお、契約の区別においてファイナンスリース契約の場合は基本約定が、又簡易メンテナンスリース契約の場合は基本約定の他簡易メンテナンス約定が適用されます。本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記(署)名捺印のうえ、各1通を保有します。

基本約定

書を受領日、若しくは借受証の交付を要求された日から14日までに自動車納車され

ない場合、甲は、契約不適合の内容又は未納車であることを書面にて乙に通知すると共に契約不適合については第7条第3項の規定に基づき、直接売主から修補を受け、売主との間でこれを解決します。

5. 甲から乙に対し前項の通知がない場合、自動車は、契約不適合がなく完全な状態で乙から甲に引渡されたものとします。
6. 甲が不当に自動車の引渡しを受けることを遅らせたとき又は拒んだとき、若しくは甲の責に帰すべき事由により売主が自動車を引渡すことができず、乙又は売主が5日の期間を定めて引渡しを受けることを口頭、書面又は電磁的方法にて催告したにもかかわらず、この期間内に甲がこれに応じないときは、甲は、基本約定第15条第1項第(2)号の規定に基づき、直ちに本契約を解除されても異議を述べません。この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求について売主との間で解決します。

(自動車の品質等の不適合等)
第7条 乙は、売主と締結した自動車の売買契約にて自動車の品質等が本契約の内容に適合しない場合、その一切の責任を売主が負担すること約定しているため、乙は自動車の品質等にかかわる担保責任を負わず、売主がその全ての責任を負担します。

2. 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令の改廃、登録の遅延、売主の都合及び乙の故意又は重大な過失が認められない事由により、自動車の全部若しくは一部の引渡しが遅延し、又は不能となった場合、その他自動車の選択又は決定に際して甲に錯誤があった場合、乙は、一切その責任を負いません。
3. 前二項の場合、甲は、自動車の品質等にかかわる担保責任が甲の責に帰する場合は除き、直接売主に対し、自動車の修補、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる追完を請求(以下「履行の追完請求」という。)するものとします。又、自動車の引渡遅延等により甲に損害が生じた場合、甲は、直接売主に対し損害賠償請求を行い、売主との間で解決します。但し、甲は売主に対し代金減額請求はできず、又、履行の追完方法は乙が選択するものとします。

4. 前条の履行の追完は、自動車の引渡完了日から1年以内に限り請求できるものとします。但し、売主又は自動車メーカーの保証書の定めがある場合は、それが優先適用されるものとします。

5. 乙は、本条に定める甲の売主に対する権利行使に乙が必要と認める範囲内において協力します。この場合でも、甲は乙に対するリース料の支払い、その他本契約に基づく債務の支払いを免れることができません。

6. 甲が売主に対し、履行の追完請求を行ったにもかかわらず売主がこれを一切履行しない場合、又は自動車の品質等が本契約の内容に適合せず、甲が本契約を締結した目的を達することができない場合、その他権利行使のために乙の売主に対する請求権の譲渡を受ける必要が生じた場合は、甲は乙に対し、具体的な内容を示した書面による通知をし、乙と十分協議します。

7. 前項の協議の結果、自動車の品質等の不適合が甲の責に帰すべき事由による場合、又は売主が一部履行した場合、若しくは乙又は売主の不履行が本契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙又は売主の責に帰するところがない事由によるものである場合を除き、甲は、本契約を解除できるものとします。

8. 本条の定めにより本契約を解除する場合、甲は乙に対し、支払済みのリース料の返還請求及び本契約の解除に伴う損害金等を請求できず、乙は甲に対し、本契約の解除に伴う損害金等を請求できないものとします。

9. 甲が、本契約の目的物として初度登録又は検査された自動車(以下「中古自動車」という。)を選択する場合、一般社団法人自動車公正取引協議会が定める公正競争規約等に基づくライセンスカードや売主から直接中古自動車の状態及び保証書の有無を確認し、自らの判断で決定し、現状有姿にて乙から借受けるものとします。また、中古自動車の品質等が本契約の内容に適合しない場合、甲は本条第3項の規定に基づき直接売主との間で解決します。

(自動車の使用、管理)
第8条 甲は、自動車納車されてからその返還まで、法令等に基づき日常点検整備の実施、走行に適した状態であることの確認等、善良な管理者の注意をもって保管場所に保管し、法令遵守で安全に運転し使用します。

2. 甲は、自動車の維持管理に必要な法令等に基づき定期点検整備、部品・付属品の取替え、安全な運行のために新たに必要とされる装置等がある場合、その購入・取付、自動車の損傷時の補修、修理等をその責任で実施すると共にそれらの費用をリース料とは別

(本契約の目的)

- 第1条 乙は、甲の申込みにより、後記「契約主要事項一覧表」(以下「表」という。)(2)記載の売主(以下「売主」という。)からリース自動車(以下「自動車」という。)を購入し、本契約に定める条件で甲にリースし、甲はこれを借受けます。
2. 本契約は、甲が希望する品質、種類、数量(規格、仕様、性能その他甲が必要とする一切の事項を含み、以下総称して「自動車の品質等」という。)を有した自動車を甲が選択又は決定し、自らが個人用・家庭用として使用することを目的とします。

(リース期間)

- 第2条 リース期間は表(4)記載の通りとし、開始日は、自動車検査証、軽自動車届出済証、標識交付証明書等(以下総称して「自動車検査証等」という。)上の使用者を甲とし、所有者を乙として自動車を登録した日からとします。
2. 甲は、本契約締結後、リース期間が満了するまで本契約を解除できません。又、甲にリースする自動車が四輪の場合、特定商取引法により、クーリングオフはできません。但し、基本約定第7条第7項に該当する場合、甲は本契約を解除できるものとします。

(リース料)

- 3条 甲は、表(6)記載のリース料を表(7)記載の通り乙に支払うものとします。
2. 表(6)記載の総額リース料は、自動車及び付属品等の調達費用、リース期間中に発生する表(9)記載の公租公課、諸費用及び保険料を含み、又、本契約書、見積書等に記載し、若しくは電磁的方法により甲乙間で確認したリース期間中に予想される甲の自動車の走行距離や用途等(但し、記載場所を問わず、以下総称して「甲の自動車の使用条件」という。)から算出したものとします。
3. 表(6)記載の月額リース料は、総額リース料をリース期間中分割して支払うものであり、甲がリース期間中、自動車を使用しない期間又は使用できない期間があったとしても乙に対するリース料の支払いその他本契約に基づく債務の支払いを免れることはできません。

(再リース又は買取り)

第4条 甲がリース期間満了の3ヶ月前までに乙に対し書面で再リース又は買取りを申込み、甲がリース期間満了時に乙に対するリース料の支払いその他甲乙間の契約にかかわる債務不履行がなく、甲が乙所定の与信基準を満たした場合、甲乙間で次の通り契約を締結できるものとします。

- (1) 再リース契約(以下「再リース契約」という。)は、乙所定の見積書にて再リース契約の契約条件及び再リース料総額等を確認のうえ、乙所定の書面にて再リース契約を締結できるものとします。
- (2) 買取りの場合、第20条の規定に基づき甲乙間で乙所定の売買契約書で売買契約を締結できるものとします。

(犯罪収益移転防止法に基づく本人確認)

第5条 本契約に犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」という。)の適用がある場合、甲は、犯収法に基づく取引時確認に応じます。甲がこれに応じない場合、乙は犯収法に基づき、本契約に基づく乙の義務の履行を拒むことができ、又、甲に対し何等の責任を負わないものとします。

(自動車の引渡し)

- 第6条 乙の甲に対する自動車の納入場所を表(3)記載の自動車の使用の本拠地(保管場所)とし、自動車は売主から直接甲に引渡します。この場合、甲は、事前に売主と納車日及び納車時間等(以下総称して「納車日」という。)を決定し、これを乙に通知します。又、納車日に売主から自動車メーカーが定める自動車の取扱説明や先進安全技術の作動方法等の説明を受けるものとします。
2. 乙は、自動車の登録後速やかに甲に対し納車確認書を送付します。但し、甲に対し借受証(以下「借受証」という。)の交付を要求する場合は除きます。
3. 自動車の納入後、甲は、遅滞なく自らが選択又は決定した自動車であること、自動車の品質等が本契約書、見積書等の内容(以下総称して「本契約の内容」という。)に適合することを検査し、これが確認できたときに乙から甲に対する自動車の引渡しは完了します。なお、乙から要求があったときは、甲は、引渡完了後直ちに借受証に記(署)名捺印してこれを乙に交付します。
4. 前項の検査の結果、自動車の品質等が本契約の内容に適合しない場合、又は納車確認

に負担します。この場合、甲は乙に対し、それらの費用の償還等を請求することはできません。

3. 甲は、住所、自動車の使用の本拠の位置を変更し、又は乙の承諾を得て自動車の用途その他自動車検査証等の記載事項を変更した場合、法令等に基づき速やかに自動車検査証記入申請等の手続きを甲の責任と負担で行います。又、変更登録が必要な場合、甲は、乙が実施する変更登録手続きに協力し、その変更登録に係る費用を負担します。
4. 乙は、自動車の修理又は点検整備等をなす場合、甲に対し代車の提供及び休業補償は何等の責任に任じないものとします。
5. 甲は、乙又はその代理人から自動車の使用、保管状況を点検・検査するため、保管場所への入入りや説明資料の提供等の申入れがあったとき、又は、乙から自動車の所有を明示する表示、標識等を設置するよう申入れがあったときは、正当な理由がある場合を除き、直ちにこれに応じます。

(第三者に対する損害賠償)
第9条 甲は、自動車の保管、若しくは使用に起因する人的・物的損害について、その損害が甲の過失によるものか否かを問わず、自ら賠償の責めを負い、法令等に従い事件解決をはかります。

2. 前項の場合、乙が第三者に対し賠償金等を支払ったときは、甲は、乙が支払った一切の金額を乙からの請求により乙に支払わなければならないものとします。

(自動車の損害)

第10条 甲は、自動車の納車日から乙へ自動車を返還するまでに天災地変や盗難その他甲乙いずれの責にも帰さない事由により自動車に損失、紛失又は使用できない期間が生じた場合(天災地変等を原因とする自動車の保守点検や修理等で使用不能の期間を含む)、直ちに乙に書面での旨を通知すると共に、その事由の如何を問わず、次の各号の通り、甲が損害を負担します。

- (1) 自動車の一部損失で修復が可能な場合、甲はその責任と負担で自動車を完全な状態に修復又は復元します。この場合、甲は乙に対し、リース料の支払いを拒むことができます。又、自動車の修補、代用品の引渡し、リース料の減額、休業補償及び損害賠償等を請求できません。又、甲は本契約の目的を達成することができない場合でも、本契約を解除することはありません。
- (2) 自動車の一部又は全部に損失が生じ修復が不可能な場合又は法律の改廃制定により自動車を使用できない場合、甲は、損害賠償として表(11)記載の規定損害金とリース期間満了時における設定残価及びリサイクル預託金相当額との合計額から、リース料に含まれる表(9)記載の諸費用のうち乙が甲に返還可能な未発生費用を控除した金額(以下「損害負担金」という)を直ちに現金で乙に支払い、この支払完了と同時に本契約は終了します。
- (3) 自動車が盗難された場合、甲はその責任と負担で直ちに所轄の警察署に盗難届を提出し、警察署から出された受理番号を乙に通知します。又、甲は、乙と協力して自動車の抹消登録を行うと共に前号の損害負担金を直ちに現金で乙に支払い、自動車の抹消登録及び損害負担金の支払完了と同時に本契約は終了します。

(保険)

第11条 リース料に自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」という。)の保険料を含む場合、乙が自賠責保険を付保し、リース料に保険料を含まない場合、甲が、リース料とは別に保険料を負担して自賠責保険を付保し、リース期間中これを継続します。

2. 自動車保険(以下「任意保険」という)は、甲がリース料とは別に保険料を負担してこれを付保し、リース期間中継続します。この場合、車両保険の被保険者は乙とし、保険金額は乙が定める以上の付保可能な限度内で甲の希望する保険金額とします。
3. 前項の規定にかかわらず、リース料に任意保険の保険料を含む場合、乙が表(10)記載の任意保険を付保します。この場合、甲の申出により乙が保険会社や保険内容の変更手続きを行う場合、この変更により保険料に差額が生じたときは、甲は乙からの請求があり次第直ちに差額金を乙に支払います。
4. 甲が本条に基づき自賠責保険又は任意保険を付保する場合、当該保険証券又はその写しを速やかに乙に提出します。
5. 任意保険で填補されない天災地変や甲の故意又は重大な過失等保険約款の免責条項に起因する損害や自動車保険に免責額が定められている場合、その免責額は甲が負担します。
6. 保険事故が発生した場合、甲はその責任と負担で、自ら又は自動車の運転者をして直ちに事故現場における危険防止措置や負傷者の救済措置を講じ、最寄りの警察署に届出るものとします。又、保険会社及び乙に事故の発生日時、内容を速やかに書面等で通知し、保険金受取りに必要な全ての書類を遅滞なく揃え保険金の請求受領を乙の指示に従って行います。なお、甲は保険事故発生時に第三者との間で乙に不利益な取決め(示談)をしないものとします。
7. 乙が保険会社から自動車の損失にかかわる保険金の支払いを受けた場合、次の各号の通りとします。

- (1) 自動車の修復が可能な場合、甲が前条第(1)号の規定に従い自動車を修復・修復した範囲に限り、乙が受け取った修理金を限度として、その費用相当額を甲に支払います。
- (2) 自動車が滅失し又は毀損して修理、修復不能の場合、甲は、乙が受け取った保険金を限度として、前条第(2)号の支払いを免れます。
8. 自賠責保険及び任意保険により填補されない損害は、第9条に基づき甲が全て負担します。その他保険に関する取り決めは、保険会社の約款・取扱規定に従います。

(止り方)

第12条 甲は、次の各号の行為をすることができません。

- (1) 第三者への自動車の譲渡、担保貸入等、乙の所有権を侵害する行為をすること。
- (2) 自動車を酷使し、レース、ラリーその他一般に自動車が行き止まりない場所や本来の用法に反して使用したり、個人用・家庭用として使用する場合でも通常の範囲を超えて使用すること。また、国外に持ち出すこと。
- (3) 積載量、定員、速度等自動車に定められた限度を超えて使用すること。
- (4) 本契約に基づく甲の権利又は甲の契約者たる地位を第三者に譲渡すること。
- (5) 法令の改廃制定により自動車を使用することができなくなったときや自動車の使用制限令を受けたときに自動車を使用すること。
- (6) 甲自ら又は第三者を利用して、乙に対し、脅迫的、暴力的な言動又は法的な責任を超えた不当な要求をすること。
2. 甲は、乙の書面による承諾なしに次の各号の行為をすることができません。
- (1) 自動車を転貸する等第三者に使用させること。
- (2) 第8条第2項の場合を除き、自動車をカーナビゲーションシステム、ドライブレコーダーその他の機器及びハードディスク、SDカード等の記録媒体等(以下総称して「機器等」という)を設置又はその一部を除去若しくは交換し、その他自動車の加圧、機軸替等によりその性能を変更すること又は自動車の品質等を変更すること。
- (3) 自動車検査証等の記載を変更し、又は自動車の用途や保管場所を変更すること。
- (4) 本契約に基づく甲の契約者たる地位を第三者に引受けさせること。
3. 前項第(2)号の規定に基づき、甲が機器等を設置したことにより自動車の品質等が本契約の内容に適合しなくなった場合、乙は一切責任を負わず、甲が、その責任と負担で解決するものとします。
4. 乙は、その選択により甲が付着させた機器等の所有権を無償で取得することができません。但し、機器等に個人情報記録されている場合、甲は、甲の責任と負担でこれを消去します。

(通知義務)

第13条 甲及び連帯保証人は、次の各号に定める事由の一つでも生じたときは、直ちにその旨を乙に書面でも通知します。

- (1) 住所、氏名、勤務先、職業、収刑法に基づき乙に申告した事項その他重要な変更が生じたとき。
- (2) 第14条第1項各号に定める事由の一つでも生じ又は生じるおそれのあるとき。
- (3) 自動車につき盗難、滅失、破損、損傷、故障その他事故が発生したとき。
- (4) 自動車につき第三者が仮差押、仮処分若しくは強制執行をし又はその占有を侵害するなど、自動車に対する乙の権利が侵害され又はそのおそれがあるとき。
- (5) 自動車自体又はその保管若しくは使用に起因する事故により他人に人的・物的損害が発生したとき。
- (6) 公安委員会から自動車の使用制限命令を受けたとき、又は道路交差点に定められる自動車検査証の返却拒否の対象となったとき、若しくは公安委員会に免許の拒否等がされ

たとき、
(7) 甲又は法人でない連帯保証人が、家庭裁判所の審判により後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき、任意後見監督人が選任されたとき、既に補助、保佐、後見開始の審判を受けているとき、任意後見監督人が選任されているとき、又は甲が自動車の運転に必要な運転免許証を有していないとき。

(期限の利益の喪失)

第14条 甲又は連帯保証人に次の各号の一つにでも該当したときは、乙から通知催告等がなくても甲は残存するリース料全額その他甲の乙に対する一切の債務について、債務の各支払期限の到来まではその支払いをしなくてもよいという甲の利益(以下「期限の利益」という)を当然に失い、直ちにこれを全額支払います。

- (1) 甲の乙に対する債務の一つでも支払いを怠り、二十日以上その相当な期限を定めた書面又は電磁的方法による乙の催告に対し、期限内に債務の支払いをしないうとき。但し、本契約が甲によって履行行為である場合、甲の乙に対する債務の一つでも期限に支払わないとき。
- (2) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立又は破産、民事再生その他これらに類する手続開始の申立があったとき。
- (3) 租税公課を滞納して督促を受け又は保全差押を受けたとき。
- (4) 営業の譲渡や廃止をし、又は解散したとき、監督官庁から営業の停止、営業免許又は営業登録の取消等の処分があったとき、その他本契約に基づく債務の履行が困難になる事実が発生したとき。
- (5) 死亡したときまたは逃亡、失踪又は刑事上の訴追を受けたとき。
- (6) 手形又は小切手を一回でも不渡りしたとき、又は電子記録債権の支払不能が発生させたとき、その他支払いを停止したとき。
- (7) 甲の責めに帰すべき事由で乙に甲の所在が不明となったとき、又は資産、信用等が著しく悪化したと認められる相当の事由があるとき。
- (8) その他本契約に違反し相当な期間を定めてその解消を催告したにもかかわらず、解消されないとき。

2. 前項各号の一つに該当する事由が生じ、乙が自動車の保全のため甲にその返還を請求したときは、甲は、直ちにこれに応ずるものとします。

(契約の解除)

第15条 乙は、甲又は連帯保証人に次の各号の一つに該当する事由が生じた場合、甲又は連帯保証人の責に帰すべき事由の有無にかかわらず、乙は相当な期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができます。但し、民法第542条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる場合、乙は、催告をすることなく直ちに本契約を解除することができます。

- (1) 前条第1項各号に定める事由の一つでも生じたとき。
- (2) 甲が不当に自動車の引取りの遅延又は拒絶をしたとき。
- (3) 自動車につき必要な保存行為をしないとき。
- (4) 甲が、第13条第(7)号に該当し、自動車の運転その他本契約の継続が困難であるとき。但し、成年後見人、保佐人又は補助人から乙に対し、甲の後見開始等の審判を受けたときから5日以内に書面で、甲が自動車の運転その他本契約の継続が可能であることを通知し、証明したときは除きます。
- (5) 第34条第1項又は第2項で表明保証し、又は確約した事項のいずれかに違反することが判明した場合。
- (6) 本契約に定める各条項の一つにでも違反し、又は信頼関係を損なう義務違反をしたとき。但し、その違反が解消可能なものである場合は、乙がその違反を認識した日から5日経過後でも解消されないときに限ります。
2. 前項により本契約が解除されたときは、乙は、甲乙間の一切の契約を同時に解除することができます。これにより発生する損害は全て甲が負担するものとします。

(契約解除の効果)

第16条 前条により本契約が解除された場合、甲は表(11)記載の規定損害金を直ちに現金で乙に支払います。

2. 本契約の解除が自動車の引渡完了前になされ、乙に売主に支払うべき違約金又は損害賠償金が生じたときは、甲はこれを直ちに現金で乙に支払います。
3. 第15条第1項第(5)号による契約解除により、甲又は連帯保証人に損害が生じても、乙は、一切その責任を負いません。

(自動車の返還)

第17条 本契約が期間満了、契約解除その他の事由により終了したとき、又は乙から自動車返還請求があったときは、甲は、第12条第4項の規定により乙が取得した機器等を除き、直ちに甲の責任と負担で自動車と原状回復(以下「原状回復」という)したうえ(公安委員会による運転禁止標章の貼付があるときは、これを取除く手続きをとったうえ)、乙の指示する日時・場所において乙に自動車、自動車の鍵、自動車検査証等及び自動車損害賠償責任保険証明書を返還します。但し、第4条の規定により甲乙間で再リース契約又は売買契約を締結するときは除きます。なお、本契約における原状回復とは、自動車の使用・保管により発生した自動車価値の減少の内、甲の故意・過失、保管注意義務違反その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を復旧することをい

2. 甲は、乙に対する自動車の返還を完了するまで善良な管理者の注意をもって自動車を保管します。なお、自動車の運送等その返還に要する費用は、甲が負担するものとします。
3. 本条第1項の規定にかかわらず、乙に返還された自動車が原状回復されていない場合、又は改造・機軸替等による価値の減少があった場合は、甲は乙にその損害を賠償します。又、甲乙間でリース料の算出根拠とした甲の自動車の使用条件を甲が著しく超過して自動車を使用したことが確認できた場合、乙は、自動車の減価相当額を甲に請求できるものとします。

4. 本条第1項のデータの消去は、甲の責任と負担で行うものとし、乙は、データの消去につき一切責任を負わず、自動車の返還後又は引揚後にデータが漏洩したとしても、甲の責任と負担で解決するものとします。
5. 乙に返還された自動車に機器等や残置物(以下総称して「残置物等」という)がある場合、甲はそれらの所有権を放棄し、乙に対し残置物等の買取りを請求できないものとし、又、乙が任意の方法で残置物等を処分することにつき異議を述べません。なお、残置物等の処分費用は甲の負担とします。
6. 乙が返還された自動車及び残置物等を廃棄処分する場合、法令等の改廃制定により廃棄にかかわる費用等が発生したときは、乙は、甲に当該費用の全部の負担を求めることができます。
7. 甲が乙に対する自動車の返還を怠ったときは、乙は、自ら又は第三者に委託して自動車を回収することができるものとします。また、自動車が第三者の占有下にあるため、乙がその回収に際し、甲の当該第三者に対する債務を立替支払って自動車を回収した場合、甲はその立替金を直ちに現金で乙に支払います。なお、自動車の回収にかかわる諸費用は甲の負担とします。
8. 甲は、乙に対する自動車の返還が遅れた場合、返還完了までの遅延日数に応じ、リース料相当額の賠償金を乙に支払うほか、本契約上の債務を引き続き負担するものとします。
9. 甲が乙に自動車の返還をしない場合、又は不可能な場合、甲は、損害負担金を直ちに乙に支払います。なお、自動車の盗難により返還不能の場合は、第10条第(3)号が適用されるものとします。

(リース期間満了時の設定残価の清算)

第18条 本契約が期間満了により終了し、乙が自動車の返還を受けたときは、次の各号の通り甲乙間で設定残価の清算を行うものとします。

- (1) 表(8)記載の清算方式がオープンエンド方式の場合、リース期間満了時の自動車の設定残価は、表(8)記載の設定残価とし、本契約が期間満了したかつ自動車につき、再リース契約又は売買契約を締結しないときは、自動車を他に換価処分した金額(以下「処分価額」という)又は一般財団法人日本自動車査定協会その他公正な機関の評価に基づく評価額(以下「評価額」という)から、それぞれ処分又は評価に要した一切の費用を控除した残額を設定残価と対比し、当該残額が設定残価を超えるときは、乙はその超過額を現金で甲に支払い、又当該残額が設定残価に達しないときは、甲はその不足額を現金で乙に支払います。但し、清算金は清算時の消費税率に基づき消費税等が別途かかります。
- (2) 清算方式がクローズドエンド方式の場合、リース期間満了時の設定残価の清算は行わ

ないものとし、但し、第17条第3項に定める原状回復費用や甲の自動車の使用条件を著しく超過したことによる減価分の積算は除きます。

(契約解除時の設定現存価格の清算)

第19条 第15条第1項各号により本契約が解除され乙が自動車の返還を受けたときは、次の各号の通り甲乙間で設定現存価格の清算を行うものとし、

- (1) 表(8)記載の清算方式がオープンエンド方式の場合、処分価額又は評価額からそれぞれ処分又は評価に要した一切の費用を控除した残額を表(8)記載の設定現存価格と対比し、当該残額が設定現存価格を超えたときは、その超過額を(11)記載の規定損害金の一部に充当し、又当該残額が設定現存価格に達しないときは、甲はその不足額と規定損害金との合計額を直ちに現金で乙に支払います。但し、清算金は清算時の消費税率に基づき消費税等が別途かかり、
- (2) 清算方式がクローズドエンド方式の場合、契約解除時の設定現存価格の清算は行わないものとし、但し、第17条第3項に定める原状回復費用及び甲の自動車の使用条件を著しく超過したことによる減価分の積算は除きます。

(自動車の買取り)

第20条 甲が自動車の買取りを希望し第4条第(2)号の規定により書面にて乙に申入れ、甲が乙所定の審査基準を満たした場合は、表(8)記載の清算方式がオープンエンド方式であること及びリース期間満了時に甲乙の表(8)に対するリース料の支払いその他本契約に基づく債務がないこと並びに本契約とは別に甲乙間の契約がある場合、当該契約において甲乙の表(8)に対する債務の履行が遅延していないことを条件に、甲は乙から自動車(以下「リースアップ車」という。)を買取ることができるものとし、この場合、本条に定める条件の他乙所定の売買契約書に定める条件でリースアップ車につき売買契約を締結するものとし、

2. 前項の売買契約におけるリースアップ車の販売価格は、表(8)記載の設定現存価格相当額とし、リースアップ車の売買代金(以下「売買代金」という。)は、この販売価格とこれに対する買取時の消費税率に基づき消費税等及び再資源化預託金等(リサイクル預託金)の合計額とします。
3. 前項の売買代金等とは別にリースアップ車の運搬等に要する費用(請負報酬を含む。)を、売買契約や所有権移転にかかる公租公課等(リサイクル預託金や再度課税される場合の環境性能割を含む。)使用の本拠地の変更に伴う手数料、所有権移転登録にかかる費用等及びリース期間満了以降の自動車税は全て甲の負担とし、既に乙が支払済みの場合、甲は直ちにこれを乙に支払います。
4. 前項の売買代金等の支払時にリースアップ車が存在する場合、乙から甲へのリースアップ車の引渡しは、前項の売買代金等の支払いその他本契約に基づく債務の支払が完了したときにリースアップ車の所在地において現状有姿のまま簡易の引渡しの方法により行うものとし、この引渡しと同時にリースアップ車の所有権は乙から甲に移転しますが、但し、リースアップ車の所有権移転登録は、甲が甲の責任と負担で直に行うものとし、
5. リースアップ車は、本契約期間中、継続して甲が使用・保管し、道路運送車両法に基づき点検等を行っていたことから、リースアップ車の品質等が売買契約の内容に適合しない場合でも、乙はその責任を負いません。

(遅延損害金)

第21条 甲は、甲が本契約に定める債務の履行を怠ったときは支払期日の翌日から、又乙が甲のための費用を立替払した場合の立替金の償還を怠ったときは立替払日から、いずれも完済に至るまで、支払うべき金額に対し年14.6%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金を乙に支払います。

(公租公課)

第22条 表(9)記載のリース料に含まれる費用は乙が負担しますが、リース期間中に法令の改正、公租公課の変更等、保険料の変更等により乙の費用負担が増加した場合、甲がその増加分を負担し、甲は乙の請求により直ちにその増加分をリース料とは別に乙に支払います。

2. 消費税及び地方消費税(以下総称して「消費税等」という。)は、甲の負担とします。表記載の消費税等額は本契約締結日現在の税率により計算したものであり、当該税率が変更された場合、甲は変更後の税率により計算した消費税等額を乙に支払います。
3. 本条第1項に該当する乙負担の費用を除き、自動車の取得、所有、保管、使用(自動車に設置された機器等に関するものを含む。)及び本契約に基づく取引に課せられたり又は課せられることのある公租公課等(以下総称して「公租公課等」という。)の全ての諸費用は名義人の如何にかかわらず甲が負担します。
4. 甲は、前項の公租公課等の何れかを乙が収めることとなったときは、その納付の前後を問わず乙の請求により直ちにリース料とは別に乙に支払います。

(費用負担)

第23条 本契約の締結及び甲の債務履行等に要する費用は、甲の負担とします。2. 乙が本契約に關し、本来の権利を守り若しくは回復するため又は第三者から法律上理由がある請求を受けたため、やむを得ず必要な措置をとったときは、甲は乙が負担した自動車の搬出費用(請負報酬を含む。)弁済し報酬その他の費用を乙に支払います。

3. 法令等の改正等により自動車に安全装置等の設置が必要とされた場合、当該装置及び設置にかかわる費用は全て甲がリース料とは別に負担するものとし、
- #### (乙の権利の移転等)
- 第24条 乙は、本契約に基づく権利の全部若しくは一部を金融機関に譲渡、買入し又は自動車に担保権を設定することができるが、甲はこれを承諾します。
2. 甲が乙の承諾を得て自動車を転貸したときは、乙は、甲の転貸先に対する権利の譲渡を甲に請求できるものとし、この譲渡の結果、乙が甲の転貸先からリース料等を受領したときは、甲乙間で当該受領金額と乙が甲から受領すべきリース料等との差額を清算するものとし、

(相殺の禁止)

第25条 甲は、本契約に基づき乙に対し負担する債務を乙又は乙の継承人に対する甲の債権をもって相殺することはできません。

(報告の義務等)

第26条 甲及び連帯保証人は、乙の請求によりその勤務先の確認や支払能力を調査するための書類等及び自動車の保管、使用状況等に関する資料を滞りなく乙に提出します。

(弁済の充当)

第27条 本契約に基づく甲の債務の支払いが債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認めるとき、順序及び方法により充当することができ、甲は、その充当に対して異議を述べません。

(連帯保証人)

第28条 連帯保証人は、本契約の各条項を承認し、本契約に基づく甲の乙に対する一切の債務(以下「本件債務」という。)につき、甲の委託を受け甲と連帯して債務履行の責を負うものとし、本契約の終了後、甲乙間で再リース契約又は売買契約を締結する場合も同様とします。但し、法人でない連帯保証人の負担は、本契約書に記載する限度額を限度とします。また、連帯保証人が法人の場合、その取締役会等の承認を得て有効に連帯保証したものであることを確認します。

2. 乙は、連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、甲及び他の連帯保証人に対してこの履行の請求の効力が生じるものとし、
3. 連帯保証人は、乙がその都合により他の保証又は担保を変更若しくは解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしません。また、連帯保証人が保証債務を履行した場合に代位によって乙から取得した権利は、甲乙間の契約が終了し甲の乙に対する債務の全てが弁済され、書面による乙の承諾がなければ乙の権利に代位しません。
4. 甲が自動車等を主として個人用、家庭用に使用する場合でも、従として甲の事業に自動車を使用するなど本件債務の範囲に甲の事業のために負担する債務が含まれ、かつ連帯保証人が法人でないときは、甲は本日現在、保証を委託する連帯保証人に民法第458条の10第1項各号に定める情報(①甲の財産や収支の状況、②本件債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときはその旨及び内容)を全て提供済みであり、提供した情報が真実、正確であり不足がないことを乙に対して表明及び保証します。また、当該連帯保証人は、甲から保証の委託を受けるにあたり、本契約締結日現在、甲から全ての情報提供を受け、これを十分に理解したうえで連帯保証人となることを乙に対し表明及び保証します。

5. 連帯保証人から請求があった場合、乙は、連帯保証人に対し滞りなく民法第458条の2に基づき本件債務の支払状況、規定損害金その他本契約から生じる甲の債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来し

ているものの額に関する情報を提供します。また、連帯保証人が法人でない場合、甲が第14条第1項各号のいずれかに該当したときは、乙は当該連帯保証人に対し、その旨を通知します。

6. 甲は、乙が民法第458条の2又は第458条の3の規定に基づき連帯保証人に対し情報提供を行うことを認識し当該情報提供に異議を述べないものとし、
7. 連帯保証人が第14条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲は直ちにその旨を乙に書面で通知すると共に、乙の与信基準を満たす新たな連帯保証人に保証委託するものとし、

(通知の効力)

- 29条 乙は、甲又は連帯保証人に対する通知をする必要が生じたときは、書面による変更の通知のない限り本契約書の住所及び氏名欄の記載に従って通知します。
2. 甲又は連帯保証人が、前項の書面による通知を怠った場合、甲又は連帯保証人が不明になった場合、乙からなされた書面による通知が延着又は到達しなかった場合、又は甲又は連帯保証人がその内容を推知することができたにもかかわらず通知を受領しなかった場合は、その通知が通常到達すべき時に到達したものとします。また、甲又は連帯保証人が不在の場合、乙からなされた書面による通知が郵便局に留置された場合、その留置期間満了時に甲又は連帯保証人にその通知が到達したものとみなします。
3. 前項より、甲及び連帯保証人は、乙からなされた書面による通知が延着又は到達しなかったことによって生じた損害又は不利益を乙に対して主張することはできません。

(公正証書)

第30条 甲及び連帯保証人は、乙が請求したときはいつでも本契約に定める債務について執行認諾事項を付した公正証書を作成するものとし、その費用は甲の負担とします。

(合意管轄)

- 31条 本契約に關して疑義又は紛争が生じたときは、甲乙協議のうえ円満に解決します。協議が調わないときは、甲乙及び連帯保証人は東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をその管轄裁判所とします。
2. 前項の協議を行う場合であって、相手方の求めがあるときは、甲及び乙は、当該協議を行う旨の合意を書面又は電磁的記録にて行うものとし、

(個人情報取り扱い)

第32条 乙は、甲又は連帯保証人が個人の場合、次の各号の個人情報を保護措置を講じたうえで収集、保有、利用し、又乙が本契約の遂行のために業務委託する契約代行人、自動車の売主、自動車製造会社等、本契約に自動車保険や簡易メンテナンスサービスを含む場合、その保険会社、メンテナンス委託工場及びリースの代金決済事務委託会社等に個人情報を提供できるものとし、甲及び連帯保証人は、異議なくこれを承諾します。

- (1) 甲及び連帯保証人が乙所定の申込書・契約書等に記載し、又は乙に通知した甲及び連帯保証人の氏名、生年月日、住所等の個人情報や自動車やその保管場所、取引金融機関等に関する個人情報
- (2) 本契約に関する個人情報
- (3) 収税法に定める本人確認書類又はその写しから得た個人情報(データ等の取扱い)

第33条 甲は、乙が一般財団法人自動車検査登録情報協会又は一般社団法人全国軽自動車協会連合会等から自動車の検査登録情報の提供を受け、自動車の管理を目的として利用することを承諾します。

2. 乙が商号又は住所等を変更するにあたり、自動車検査証の記載事項の変更・移転登録等の手続きが必要となった場合、甲はこれに協力します。
3. 甲及び乙は、自動車の保守、安全運行のため又はリース契約のサービスマスターのため、自動車から得られるデータ(メンテナンスやドライブレコーダー関連サービスを含む)から受ける場合、それらに関わるデータを含む。以下総称して「自動車データ」という。)をA[開示等のため乙が活用することを承諾します。この場合、自動車データは特定の個人との対応関係を排除し、自動車の保守、走行等の共有要素となる項目を同頻率に抽出・集計し、傾向又は性質等を数値的に把握する統計データとします。

(反社会的勢力との関係排除)

第34条 甲及び連帯保証人は、本契約の締結日現在及び将来にわたって、自ら(法人の場合は役員を含む、以下同じ。)が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋等、社会運動等深ぼりゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないこと、及び乙の各号のいずれにも該当しないことを表明、確約します。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していることと認められる関係を有すること。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していることと認められる関係を有すること。
 - (3) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力の威力を利用していることと認められる関係を有すること。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等の関与を認められる関係を有すること。
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 甲及び連帯保証人は、自ら若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 相手方との取引に關して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
 3. 甲は、乙の承諾の有無にかかわらず、自動車を反社会的勢力に甲の契約者たる地位を譲渡したり、転貸してはならないものとし、

(特約事項)

第35条 表(13)記載の特約は、本契約の他の条項に優先して適用され、本契約と異なる合意はここに記載するか、別に書面で甲乙が合意しなければ効力はないものとし、

簡易メンテナンス約定

(リース料)

第1条 表(1)記載の契約の区別が簡易メンテナンスリース契約の場合、表(6)記載のリース料には表(12)記載の簡易メンテナンスサービス(以下「らくらく車検」という。)の諸費用を含みます。このため、甲は基本約定第8条第2項に定める費用のうち、らくらく車検にかかわる諸費用を負担する必要はありません。

(らくらく車検)

第2条 らくらく車検の範囲は、表(12)記載の通りとし、甲は、乙の指定する表(12)記載のメンテナンス委託工場(以下「委託工場」という。)に依頼してこれを受けるものとし、但し、らくらく車検の範囲外の費用は甲の負担とし、委託工場から甲へ請求があり次第、甲は直ちにこの費用を委託工場に支払います。

2. 乙又は委託工場の事前の書面による承諾を得ずに、甲が委託工場以外の整備工場等で車検等を受けた場合、この費用はらくらく車検の範囲外とし、甲がリース料とは別に当該費用を負担します。

(車検拒否制度にかかわる警察等への確認に関する同意)

第3条 甲は、らくらく車検の継続検査又は構造変更検査(以下「継続車検等」という。)の実施に際し、乙又は委託工場が一般社団法人日本自動車整備振興会連合会又は各都道府県警察に対し、自動車に係る放置違反金滞納の有無を確認すること、又この確認に甲の同意書等が必要なときは、乙の請求後直ちに同意書等に記(署)名捺印すること同意とします。

2. 甲は、自動車の継続検査を行う場合、委託工場が保安基準適合証の交付に代えて当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により道路運送車両法で定められている登録情報処理機関に対し、提供することを承諾します。
3. 放置違反金の滞納等に起因して自動車の継続検査が延滞又は不能となっても乙は一切責任を負いません。また、放置違反金の滞納等に起因して保安基準適合証の有効期限が切れた場合、保安基準適合証の再取得に係る一切の諸費用は甲が負担するものとし、

(NCS 20200226)

契約主要事項一覧表

(1) 契約の区別		簡易メンテナンス	台数 1 台	(9) 自動車税環境性能割 (×)	(含まれるもの○ 含まれないもの×)
リース自動車の表示	車名等	ニッサン セレナ	2 WD	(軽)自動車税 (○)	含まない
	型式	DAA-HC26		自動車重量税 (○)	全額含む
	ミッション	CVT	5 ドア	自賠責保険料 (○)	全額含む
	エンジン・排気量	ハイブリッド 1,990 CC 定員	8 名	自動車保険料 (×)	含まない
	車体色	ソリッドホワイト		登録諸費用 (×)	含まない
	文字書	無し		保険会社	
	車台番号	■■■■■		保険種類	
	登録番号	■■■■■		フリート・ノンフリート	
	売主	日産自動車販売株式会社		フリート割引(増)等級	
	付属品・特別仕様(エアコン標準)	JAF(法人会員) アドバンスセーフティパッケージ 1 アラウンドビューモニター 1 ポジナルナビ 取付パッケージ 1 ETCユニットBM12-S 1 ドライブレコーダー 1 専用ナビ MC315D-W 1 ETCセットアップ 1 プラスチックパター 1 フロアカーペット 1 フロントカーテン 1 希望ナンバー 1		フリート多数割引	
(2) リース自動車の表示			年齢条件		
(3) 使用の本拠地(保管場所)	大阪府堺市南区若松台3-14-3			車両保険種類	
(4) リース期間	開始日	2021年 6月 13日		車両免責	免責0特約
	満了日	2023年 6月 12日		車両保険	
(5) 前払リース料	無し			賠償保険	
リース料	リース料	24回	¥22,000	対人(1名)	人身傷害
	ボーナス加算 1	2回	¥2,200	対物(1事故)	対物免責
	ボーナス加算 2	2回	¥72,000	搭乗者(1名)	
				給付・搭傷	
	総額		¥816,000	安全装置	
(6) リース料			¥81,600	特約事項	
(7) 支払方法	リース料	リース開始日の属する月の当月より1ヶ月毎、25日に 甲の銀行口座から乙の銀行口座へ口座振替			(11) 損規書金定
	ボーナス加算 1	2021年7月より12ヶ月毎に 甲の銀行口座から乙の銀行口座へ口座振替			
	ボーナス加算 2	2022年1月より12ヶ月毎に 甲の銀行口座から乙の銀行口座へ口座振替			(12) 簡易メンテナンスサービス内容
(8) 残価清算方式・設定残価	オープンメント		¥100,000	1. 道路運送車両法に定める継続検査時の点検整備及びこれに付随する部品交換 (交換対象部品) a. ブレーキオイル b. エンジンオイル c. オイルフィルター d. ロングライフクーラント 上記簡易メンテナンスサービス内容に定める部品交換は、自動車製造会社の定める取扱説明書やメンテナンスノート等に準じるものとします。	
(13) 特約事項	別表参照	指定メンテナンス工場：リースDeマイカーまるごとガイドに記載			

(13) 特約事項

1. 本契約に定める「処分又は評価に要した一切の費用」（以下「処分費用」という。）は、金 5,000 円（消費税等別）とし、オープンエンド方式の残価清算は、自動車の処分価額又は評価額からこの処分費用を控除した残額と設定残価との差額を清算するものとします。
2. 本契約に定める「自動車の使用の本拠地の変更に伴う手数料等」及び「自動車の所有権移転登録等にかかる費用等」は、実際に変更手続等に要した費用と消費税等及び事務手数料金 5,000 円（消費税等別）の合計額とします。
3. 本契約は再リース契約であり、付属品欄に記載の付属品は原契約時の内容となり、また、すべてを表記しているものではありません。
4. 本契約は再リース契約であり、甲が占有中の自動車にかかる直前のリース契約（以下、前リース契約という）のリース期間満了による終了を条件とします。第 2 条及び第 6 条の規定にかかわらず、前リース契約の満了日の翌日に引き渡しがなされたものとします。
5. 表 (12) 記載のメンテナンスサービスには、次の機構の修理及び交換費用は含みません。
 - (1) トランスアクスル関係：ジェネレーター、動力分割機構、モーターの修理及び交換
 - (2) インバーター関係：ジェネレーター用インバーター、モーター用インバーター、コンバーター（昇圧コンバーター、DC・DCコンバーター）の修理及び交換
 - (3) HVバッテリーパック関係：HVバッテリーパック、バッテリーコンピューター、システムメインリレーの修理及び交換
 - (4) HVコントロールコンピューター関係：HV制御、モーター制御のコンピューター修理及び交換

以下余白

駐車場賃貸借契約書

区画番号：



堺市南区若松台 月極駐車場

若松台モータープール

駐 車 場 賃 貸 借 契 約 書


所 在 地 : 堺市南区若松台3丁34番

名 称 : 若松台モータープール

区画番号: 

上記物件（以下本物件という）について貸主と借主とは
下記条項により、駐車場賃貸借契約を締結した

- 第1条 借主は善良なる管理者の注意をもって本駐車場を下記車両の駐車場として使用するものとし、他の目的に使用してはならない。
また、貸主に無断で契約車両以外を駐車してはならない。
なお、貸主及び管理会社は借主に対し管理上必要な場合において駐車位置を変更する事ができるものとし、借主はこれを承諾するものとする。

本駐車場の使用期間	2022年4月1日から
	2023年3月31日まで
車両車種形式	日産セレナ(白)
車両登録番号	

- 第2条 賃貸借の期間は上記の1年間とする。 期間満了の際、双方1ヶ月前の更新の拒絶がなければ、この契約期間はさらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

- 借主は本契約において、借地法・借家法の適用がないことを承認し、期間満了の際の更新の拒絶には、何らの正当理由も要しないことを、貸主、借主は相互に認識する。
- この契約期間中に於いても、付近の環境の変化及び貸主の都合により貸主より駐車場の明渡要求があれば、1ヶ月以内に立退くこととする

第3条 賃料は月額 <<金8,000円と消費税>>とし、毎月末日までに翌月分を貸主の指定する下記振込先に振込手数料を借主負担で支払うこととする。なお、自動振替を利用する場合は、毎月150円の手数料を借主負担とする。

指定する振込先： りそな銀行 泉北とが支店
口座番号： 普通： [REDACTED]
口座名義： 日生ハウジング株式会社 代表取締役 三好 明

2. 貸主及び管理会社は、賃料の受領による領収証を借主には発行しないものとする。

3. 消費税等の税率が変動した場合は、賃料の消費税等も変動するものとする。なお、消費税を加算した後の合計使用料に小数点以下の端数が発生する場合は端数を切り捨てるものとする。

第4条 貸主は、借主が賃料等の支払を怠ったときは、年14.6%の割合で計算した損害金を請求できるものとし、請求にかかる費用は借主の負担とする。

第5条 借主は本契約にかかる債務を担保するため、契約と同時に [REDACTED] 相当を保証金として貸主に支払い、貸主はこれを受領した。保証金は無利息とし、この契約書を預かり証とする。

2. 借主に賃料の延滞その他の債務が生じたときは、貸主は催告無しに本保証金をこれに充当することができる。尚、これにより保証金に不足が生じた場合、借主は直ちに不足額を補填しなければならない。

3. 本契約終了後、借主が貸主に対し、本駐車場の明渡しを完了した場合、貸主は借主に保証金を返還する。但し、前項2の不足額及び第9条の費用及び第11条による損害賠償がある場合は、これを差し引いて返還するものとする。
但し、1ヶ月未満の解約に有つては保証金の全額を引金として申受けるものとします。尚、上記返還方法は下記口座への振込によるものとし、振込手数料は借主の負担とする。借主に対する保証金の返還期日は、明渡し精算金確定後1ヵ月以内に行うものとする。

第6条 公租公課、物価の変動又は近隣の状況に依り貸主は賃料を変更すること

がてらるものとし、借主は異議なくこれに応じるものとする。

第7条 借主は本駐車場施設を常に清潔に使用するものとし、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込、その他自動車の洗淨及び、近隣への迷惑行為を一切してはならない。

第8条 本契約の締結によって生じた借主の駐車場使用、その他の権利は一切他人へ譲渡できない。

第9条 契約期間満了、その他によって契約が終了したときは、借主は遅滞なく契約車両を引取ること。借主が契約車両の引取りを拒み、又は、引取らない場合は、貸主側で適切に処理することができるものとし、これに要する費用は借主の負担とする。

第10条 駐車場で天災地変・火災・盗難その他貸主の責に帰することが出来ない事由により借主が被った損害については、貸主は何等責任を負わないものとする。また、借主の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に他の車両等が無断もしくは駐車違反した為、借主の使用が妨げられた場合においても貸主及び管理会社は借主に対し何ら補償、損害賠償等の義務を負担しないものとする。

第11条 借主又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由により、駐車場又はその施設や駐車場の他の車に損害を与えたときは借主は速やかにその損害を賠償しなければならない。
この場合貸主は一切の責任を負わない。

第12条 借主が下記①から⑥の項目に該当したときは、貸主は催告なしに本契約を解除することができるが、借主は直ちに本駐車場の明渡しをしなければならぬ。

① 賃料の支払いを滞納したときは、保証金の有無にかかわらず本契約は、当然に解除されるものとし、借主は即刻にこの物件を明渡ししなければならぬ。

② 本契約に際し提出した申込書に虚偽事項を記載するなど、不正な行為によって契約締結に至ったと判明したとき。

③ 仮差押・仮処分・強制執行・破産・解散・和議・会社整理・収監がなされたとき。

④ 借主又はその代理人・使用者・運転者、暴行団、暴力団、暴力団関係団体、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員であることが判明したとき。

⑤ 本契約書記載の条項の何れかに違反した場合。

尚、借主は契約期間中といえども、止むを得ず本契約を解除する必要がある場合、1ヶ月以前に申し出て、解約に必要な書類を貸主に必ず提出すること。

【提出する書類】（車庫証明を要している方のみ保管場所変更の手続き）

◎転出先の保管場所証明又は、受入れ先の使用承諾書の写し

◎廃車した場合は車検証の写し（抹消）

但し、借主の都合により契約を解除する場合は、賃料の前納金の返金はしないこととする。

第13条 借主は契約期間中、駐車場施設を利用しなかった場合においても、前払いした使用料を返還請求することは出来ない。

第14条 駐車施設の補修、改善の為、借主が駐車施設を一時使用出来ない場合においても、借主は貸主に前払い使用料の返還を請求出来ない。但し、その期間が1週間を越える場合には、貸主・借主の協議の上決定するものとする。

第15条 借主は、第1条記載の車両を変更しようとする時は、予め書面をもって貸主に申し出て、その承認を得なければならぬ。その後、改めて車両入れ替えの為、車庫証明を得なければならぬ。車庫証明取得のための保管場所使用承諾証明書発行手数料は1回につき<<金>>と消費税>>とし、借主は貸主へ支払うものとする。なお、消費税を加算した後の合計金額に小数点以下の端数が発生する場合は端数を切り捨てるものとする。

第16条 契約の際の入庫時は日割計算とするも、解約出庫時は日割計算をしないものとする。

第17条 借主は、貸主が本駐車場賃貸借契約の貸主の地位を第三者に承継させることを異議無く承諾する。

第18条

本駐車場の賃貸借に関する紛争の第一審管轄は、貸主の所在地を管轄する地方裁判所と合意する。

第19条

借主が死亡し、同居家族が引き続き表記駐車場を賃借する場合は、新たに賃借人を定め、新たな契約を締結するものとする。

2. 借主において、法人組織の変更、法人契約を個人契約、または個人契約を法人契約に切り替えるときは、新たな契約を締結するものとする。

第20条

本契約書に定めのない事項については法令慣習等に従い、貸主借主協議の上誠意をもって対応するものとする。

《特約》 1. 本駐車場は貸主と日生ハウジング㈱との間で管理契約を締結しており賃料支払い及びその他の処理・通知事項は日生ハウジング㈱が窓口となります。
2. 車庫使用承諾書発行に関しては、車両制限等がありますので、事前に日生ハウジング㈱に確認を要するものとなります。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、貸主・借主各1通を保有する。

2022年3月18日

貸主 氏名

借主 住所

氏名

Tel

仲介・管理業者 住所 堺市南区竹城台1丁目1番2号

商号 日生ハウジング 株式会社

代表者 代表取締役 三好 明

Tel 072-293-9900

誓約書

貸主 (甲)

様

私、田淵 和夫 は、本契約を締結するにあたり、甲に対し、予め以下について誓約致します。

1. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員 (以下総称して「反社会的勢力」という) ではないこと。
2. 自らの役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう) が反社会的勢力ではないこと。
3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結しようとするものではないこと。
4. 自ら又は第三者をして、次の行為をしないこと。
 - ① 甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
5. 本物件を暴力団事務所 (暴力団の活動拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。以下同じ) として使用しないこと及び第三者をして暴力団事務所として使用させないこと
6. 本契約を締結した後において、前各項の何れかに違反することが判明したときは、次の各号について何ら異議を述べないこと。
 - ① 甲が本契約について解除その他一切の措置をとること。
 - ② 前号の措置について甲及び仲介業者に対し如何なる請求もしないこと。

以上、誓約致します。

2022年 3月 18日

住所 堺市南区若松3-14-3

氏名 田淵 和夫

管理規約

1. 当駐車場では、契約指定車を駐車する事を目的とし、その他の車及び物品等を置いてはならない
2. 当駐車場内での事故、盗難等の責任は、負いかねますので敷地内は徐行運転と、盗難を防ぐため、車には貴重品を置かないようにして下さい。
3. 当駐車場では管理人を常駐していませんので、子供が遊んでいたり危険な箇所を発見されたら、管理者に連絡して下さい
4. 本契約借主の賃料支払方法は、貸主指定の銀行口座 (下記記載) へお振込頂くか、自動振り替え制を利用して下さい。
5. 大型車、トラックの方はお断りいたします。
6. 車庫証明発行の場合は、予め車庫証明発行予定の車が、当駐車場の枠内に入るか確認の上、管理者へ御連絡下さい。

振込先

りそな銀行 泉北とが支店

普通口座

日生ハウジング株式会社 代表取締役 三好 明

月額賃料 金8,000円と消費税

連絡先 日生ハウジング(株)

TEL 072-293-9900

FAX 072-293-5550

〒 591-8008

大阪府堺市北区東浅香山町4-1-15

北花田庭園都市グランアヴェニュー2号棟
0107. 号室

芝田 一様

(3045-2 北花田庭園都市グランアヴェニュー2号棟 0107 号室分)

北花田庭園都市グランアヴェニュー管理組合

管理会社 (株)日鉄コミュニティ 担当: [REDACTED]

お問い合わせ先 Tel 06-6537-6821

〒 550-0005

大阪市西区西本町1-7-19

(押印省略)

料金改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、2018年11月4日開催の[棟総会]、及び同12月16日開催の[団地臨時総会]において、『棟別修繕積立金の改定』が承認されたことに伴い、本年4月分から、貴殿のご負担額が以下の通り変更となりますのでお知らせ致します。 敬具

※『棟別修繕積立金』以外の費用に関する変更はございません。

請求項目	区画	現行金額	改定金額	改定年月	実施年月
管理費		10,600	10,600		
駐車場使用料	[REDACTED]	14,000	14,000		
棟別修繕積立金		4,000	5,000	2019.04	
トランクルーム使用料		300	300		
自転車置場使用料		800	800		
団地修繕積立金		1,000	1,000		
ガス警報器等積立金		200	200		
合計		30,900	31,900		

組合員資格変更、各種施設の契・解約書類等をご提出済の方には「金額変更等のお知らせ」を、別途書面にてご案内申し上げます。



お支払計算書 令和 1年11月15日

ご度ご利用いただきましてありがとうございます。今回のご利用内容は、本状「お支払計算書」としております。

お客さま名	芝田 一様
契約番号	

ご利用日	ご利用店名	ご利用商品名	回数	ご利用額①	会員手数料②
172	日本カーソリューションズ	リース/ノート	58	2046000	0

取扱費用③	諸費用④
0	0
⑤	

お支払総額 ①+②+③+④+⑤	2046000 円
お支払日	毎月27日

お池田泉州銀行
支新金岡支店
普通預金
シハクハシメ様名義の
口座より、ご請求額を引落しさせていただきます。なお、お支払口座へのご入金、前日までお願いいたします。

消費税のご案内

- ・1. 2回払い（2回払いでも頭金を支払っている場合は除く）をご利用のお客さまへ・・・請求の分割払い手数料の欄に金額の記載がある場合は、その金額に消費税が含まれています。*融資ご利用の方は除かれます。
- ・リース（保証方式）をご利用のお客さまへ・・・毎月のご請求金額には、消費税が含まれています。

支払年月日	ご請求額	前払分	繰上返済	翌月繰越残高	支払年月日	ご請求額	前払分	繰上返済	翌月繰越残高
1 11227	102300	102300	0	1943700	13 21228	34100	34100	0	1534500
2 2 127	34100	34100	0	1909600	14 3 127	34100	34100	0	1500400
3 2 227	34100	34100	0	1875500	15 3 3 1	34100	34100	0	1466300
4 2 327	34100	34100	0	1841400	16 3 329	34100	34100	0	1432200
5 2 427	34100	34100	0	1807300	17 3 427	34100	34100	0	1398100
6 2 527	34100	34100	0	1773200	18 3 527	34100	34100	0	1364000
7 2 629	34100	34100	0	1739100	19 3 628	34100	34100	0	1329900
8 2 727	34100	34100	0	1705000	20 3 727	34100	34100	0	1295800
9 2 827	34100	34100	0	1670900	21 3 827	34100	34100	0	1261700
10 2 928	34100	34100	0	1636800	22 3 927	34100	34100	0	1227600
11 21027	34100	34100	0	1602700	23 31027	34100	34100	0	1193500
12 21127	34100	34100	0	1568600	24 31129	34100	34100	0	1159400

お支払期間が手続きの都合により変更となっている場合がございますので、必ずご確認をお願い致します。
●お引き落とし金額のご請求について……※記ご利用以外に当社クレジットで同一口座の引き落としがある場合、請求は合算された金額となることとなりますのであらかじめご了承ください。

裏面もございますので、必ずご覧ください。

料金後納
郵便

〒591-8008
大阪府堺市北区東浅香山町4丁目
1-15-2-107

芝田 一様

親展

ご利用明細書在中

株式会社オリエントコーポレーション

大阪クレジットC大阪東

TEL 06-6263-3100

〒541-0053

大阪府大阪市中央区本町3丁目 5番7号

御堂筋本町ビル 6階

表裏ともミシン目に沿ってヤマ折りしてから開封してください。

水濡れしている場合は、完全に乾かしてから開封してください。

ミシン目に沿ってヤマ折りしてから開封してください

自動車リース契約書

契約日 2019年6月6日

貸主（以下甲という）と借主（以下乙という）並びに連帯保証人は、目録記載の自動車（以下自動車という）のリース（以下リースという）について、表記記載及び裏面の約款に基づき契約を締結します。
乙又は乙の連帯保証人が個人の場合は、裏面の約款につづく「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項」に同意のうえ、契約を締結します。

借主 所在地 〒599-8242 堺市東区陶器化5-34	貸主 〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15 スバルファイナンス株式会社 代表取締役 高橋 充 クレジット・リース本部 電話 0120-386506
借主 フリガナ 氏名 大林 健二 フリガナ 代表者	貸主 フリガナ 氏名 フリガナ 代表者
連帯保証人 住所 フリガナ 氏名 生年月日	連帯保証人 住所 フリガナ 氏名 生年月日

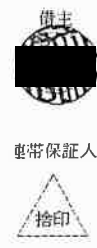
(1) 自動車の目録

契約番号	車名	型式
フォレスト ADVANCE (EYESIGHT搭載車)	SKEB5GL-PS 4S 20	
初度登録年月	車台番号	登録番号
年 月 「リース料お支払明細書兼請求書」に記載	年 月 「リース料お支払明細書兼請求書」に記載	クリスタルブラック・シリ
使用の本拠地	引渡場所	保管場所
自動車検査簿に記載	ご指定の場所	
付属品	特別仕様	
ベースキット ナビ取付キット ETC2.0専用キット ドライブレコーダー取付キット リヤゲートライト	ETCセットアップ リヤビューカメラ ETC2.0専用ケーブル のれんはたカーネスV フットランプ	ETCビルトインカバー DVRサウンドアイトインナビ ドライブレコーダー ドリンクホルダー・イルミネーション TVコントロール

(2) リース方式	メンテナンスリース	(3) リースメニュー	シンプルパッケージS	個人向けリース
(4) リース期間	60ヶ月 年 月 日 ~ 年 月 日まで 「リース料お支払明細書兼請求書」に記載			
支払方法	自動引落（毎月5日）	20年	(6) 規定損害金	基本額 4,409,254円 月額月額 54,550円
支払金額	初回～59回目 58,950円(消費税込み) 最終回 58,950円(消費税込み)		(7) 契約走行キロ数	1,000km 契約期間 60,000km
ボーナス支払月加算額(消費税込み)	月 回 円	月 回 円	(8) 支払期日に関する特約	支払開始はリース開始月の翌々月5日を第1回目の引落日とし、その金額は、第1回分と第2回分の2ヶ月分とします。 引落日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を引落日とします。
(5) リース料等	リース料 54,500円/月(総額 3,270,000円) 消費税 4,390円/月(総額 261,600円) 計 58,950円/月(総額 3,531,600円)	頭金リース料 0円(消費税込み)	(9) 車体損傷等精算時の免責特約 (残存価格精算特約付個人リース) 登録車 10万円	

(10) リース料に含まれる項目	(12) 自動車保険の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 車両代 <input checked="" type="checkbox"/> 付属品・特別仕様代	付保先 お客様
<input checked="" type="checkbox"/> 登録費用	保険会社
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車取得税	保険種別
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車税 (全期間)	年齢条件
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車重量税 (全期間)	対人 1名 0百万円
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車損害賠償責任保険料 (全期間)	対物 1事故 0百万円 免責 0万円
(付保先 デイリー)	搭乗者 1名 0百万円 1事故 0百万円
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車保険料	車 両 1年目 0万円 免責 0-0万円 ※2年目以降は時価額で付保します。免責金額は保険証券に記載。
<input checked="" type="checkbox"/> メンテナンス料	(13) 自動車保険に関する特約
<input checked="" type="checkbox"/> JAF加入金及び年会費	(14) メンテナンスに関する特約
(11) メンテナンスの内容	エンジン・オイルフィルター交換は法定点検、車検時とし、新車 無料1ヶ月点検・6ヶ月点検はエンジンオイルのみとします。 満3年で新車にお乗換えの場合、メンテナンスに「新車点検整備」 は含まれておりません。
<input checked="" type="checkbox"/> 継続車検整備(基本点検料)	
<input checked="" type="checkbox"/> 一般修理 (消耗品・磨耗部品交換及び故障修理)	
<input checked="" type="checkbox"/> エンジンオイル、オイルフィルター交換 (10回)	
<input checked="" type="checkbox"/> 法定点検整備	
<input checked="" type="checkbox"/> 定期点検整備(イカー推奨時期)	
<input checked="" type="checkbox"/> バッテリー交換 製造	
<input checked="" type="checkbox"/> タイヤ交換 本造	
<input checked="" type="checkbox"/> 代車提供(裏面約款による)	
<input checked="" type="checkbox"/> 事故免責(免責内修理を含む)	
<input checked="" type="checkbox"/> 特約品修理	

(15) 特約事項	(16) 担当特約店
下記特約金等には、別途消費税を申し受けます。残存価格の精算 <input checked="" type="checkbox"/> あり (1,139,000円) <input type="checkbox"/> なし	大阪スバル株式会社 大阪府守口市八雲東町1-21-23 TEL: 06-6908-3131
*1年以降毎月乗換特約付 (毎年の乗換精算金を印字、月毎に必要時計算します。▲表示の場合は払戻) 満1年 976千円 満2年 633千円 満3年 345千円 満4年 219千円	※初度登録年月、車台番号、登録番号、リース期間は、 後日「リース料お支払明細書兼請求書」等でご連絡いたしますので、契約が満了になるまで 本契約書とともに大切に保管ください。
*経過走行キロ精算金: 80千キロ迄20円/キロ 80千1キロから30円/キロ	
*B.P.サポート特約	
*メーカー保証延長付き(新車時導入コース)	



一 枚目及び二枚目がお客様控えとなります。

リース料お支払明細書兼請求書

この度は、スバルリースをご利用頂き誠に有難うございます。本書記載の契約内容をご確認頂き、契約が満了となるまで自動車リース契約書とともに大切に保管していただくようお願いいたします。リース料の口座引落しは、弊社指定の代行機関ユーシーワン(株)等の名称で引落しされ、通帳にも記載されます。

引落し口座 05日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)
金融機関名/支店名/りそな 普通
口座名義人 梅田
口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
※お客様情報保護のため、口座番号の一部を省略させていただきます。

通称内容
契約書番号
初年度登録年
車台番号
登録番号
リース期間
令和01年07月
令和06年07月25日
終了日 令和06年07月24日

回	支払年月	お支払金額	内消費税等	お支払後残高	回	支払年月	お支払金額	内消費税等	お支払後残高
1	01/08	58,860	4,360	3,472,740	29	03/12	58,860	4,360	1,824,660
2	01/09	58,860	4,360	3,413,880	30	04/01	58,860	4,360	1,765,800
3	01/10	58,860	4,360	3,355,020	31	04/02	58,860	4,360	1,706,940
4	01/11	58,860	4,360	3,296,160	32	04/03	58,860	4,360	1,648,080
5	01/12	58,860	4,360	3,237,300	33	04/04	58,860	4,360	1,589,220
6	02/01	58,860	4,360	3,178,440	34	04/05	58,860	4,360	1,530,360
7	02/02	58,860	4,360	3,119,580	35	04/06	58,860	4,360	1,471,500
8	02/03	58,860	4,360	3,060,720	36	04/07	58,860	4,360	1,412,640
9	02/04	58,860	4,360	3,001,860	37	04/08	58,860	4,360	1,353,780
10	02/05	58,860	4,360	2,943,000	38	04/09	58,860	4,360	1,294,920
11	02/06	58,860	4,360	2,884,140	39	04/10	58,860	4,360	1,236,060
12	02/07	58,860	4,360	2,825,280	40	04/11	58,860	4,360	1,177,200
13	02/08	58,860	4,360	2,766,420	41	04/12	58,860	4,360	1,118,340
14	02/09	58,860	4,360	2,707,560	42	05/01	58,860	4,360	1,059,480
15	02/10	58,860	4,360	2,648,700	43	05/02	58,860	4,360	1,000,620
16	02/11	58,860	4,360	2,589,840	44	05/03	58,860	4,360	941,760
17	02/12	58,860	4,360	2,530,980	45	05/04	58,860	4,360	882,900
18	03/01	58,860	4,360	2,472,120	46	05/05	58,860	4,360	824,040
19	03/02	58,860	4,360	2,413,260	47	05/06	58,860	4,360	765,180
20	03/03	58,860	4,360	2,354,400	48	05/07	58,860	4,360	706,320
21	03/04	58,860	4,360	2,295,540	49	05/08	58,860	4,360	647,460
22	03/05	58,860	4,360	2,236,680	50	05/09	58,860	4,360	588,600
23	03/06	58,860	4,360	2,177,820	51	05/10	58,860	4,360	529,740
24	03/07	58,860	4,360	2,118,960	52	05/11	58,860	4,360	470,880
25	03/08	58,860	4,360	2,060,100	53	05/12	58,860	4,360	412,020
26	03/09	58,860	4,360	2,001,240	54	06/01	58,860	4,360	353,160
27	03/10	58,860	4,360	1,942,380	55	06/02	58,860	4,360	294,300
28	03/11	58,860	4,360	1,883,520	56	06/03	58,860	4,360	235,440
					お支払合計				
					3,531,600 内消費税等				
					261,600				

お客様番号: M 0563007

料金後納郵便

〒599-8242
大阪府堺市中区
陶器北5-34

大林健二様



親展

スバルリース

SUBARU GROUP
スバルファイナンス株式会社

クレジット・リース本部
〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号
TEL 03-3445-2112

A6046-00 発行年月日 令和01年08月23日 M 0563007

※印部分のゆづり印はご注意ください。
2 雨等により濡れている場合は、十分に乾かしてからお使いください。



私(申込者(契約者含む))は、別紙(帳票番号: J87133 20150425)記載のお申込み
する同意事項の余項に同意の上、申込み(契約者)いたします。
私は、本申込みを行う者が下記に記載された契約者に相違ないことを確認するため並びに契約成立後の債権管理のため、貴社が住民票の写し等を
取得することに同意します。

下記管理会社は、お客様が本申込みに基づき記入した情報(下記の○印項目欄に記載された個人情報)を本
契約の履行に関する利用以外に、新商品・サービスに関する情報提供・案内のため利用することがあります。

お申込年月日 平成 27 年 (1 月 8 日) 契約年月日 平成 27 年 11 月 9 日

フリガナ 大 林 健 二 性別 男 印 [印]

お名前 (自筆) 大林 健二 電話番号 [隠]

〒 5971824 フリガナ 大林 健二 住居 大阪府堺市東区工塔町 3084

お申込者(ご契約者) 現住所 大阪府堺市東区工塔町 3084

世帯状況 [隠]

一人暮らしの方は、ご家庭又はご親戚の方にてご記入ください。

物件 賃 貸

スロースロース 土塔町 [隠]

堺市東区工塔町 3084

○印をお付けになり、矢印にそってご記入ください。

専業主婦 学生 主婦 会社員 無職 その他

○厚生 ○国民 ○共済 () 年金 ○不動産収入 ○その他 ()

ご職業 所属部署(学業) 堺市役所 役職 [隠] 電話(内線) 072-228-7203

〒 5971824 住居 大阪府堺市東区工塔町 3084

出向先・派遣先 学生の場合はアルバイト先 [隠] 電話 [隠] 勤続年数(単位) 14 年 3 ヶ月

職種 パートアルバイト その他 社員数 100人以上 20人以上 500人以上 20人未満

業種 農林水産 小売 飲食・旅館 運輸 建設 製造 情報・通信 金融 不動産 その他 公務員 年金額 500万円以上 500万円未満 退職金 上乗せ サービス その他 専業主婦 学生 会社員 無職 その他 公務員 年金額 500万円以上 500万円未満 退職金 上乗せ サービス その他

契約開始日	① 賃借物件使用料	14040
2009/12/1	② 口座振替手数料	108
立替月数	③	
月額賃借料等の4ヶ月分	④	
	月額賃借料等合計額	14148

支払内容	お支払方法	口座振替	支払開始月	平成 28 年 1 月 27 日
	お支払日	毎月27日		

私は未成年者である申込者の契約行為に同意するとともに、連絡に際して必要な情報を
記載することに同意し、署名、捺印します。
※確認のためお電話を差しあげることがございます。

未成年者の方の親権者同意欄

親権者 フリガナ [隠] 生年月日 昭・平 (才) 年 月 日

お名前 [隠] 電話番号 [隠]

ご住所 [隠]

下記管理会社は、お客様が本契約に基づき記入した情報(左記の○印項目欄に記載された個人情報)を本契約の履行に関する利用以外に、新商品・サービスに関する情報提供・案内のため利用することがあります。

管理会社
株式会社ランドピア 契約事務部
【所在地】東京都中央区日本橋蛸船町1-18-2 中野オイスタービル4F
【電話番号】03-3661-5812

※ 現在 消費税 10%、手数料 110円に変更

原簿・印字・捺印

J87133 201504 3000 DMP
文庫印字機... (新) 1-1

お手持内容 | 機種変更

店舗名 | auショップ 中もす

月々のお支払い額

ご利用項目	(参考) 変更前料金	1ヶ月目	2ヶ月目	3~24ヶ月目	25ヶ月目	26~48ヶ月目	49~60ヶ月目	(参考)2年総額 2020/8~ 2022/7※
		2020/8	2020/9	2020/10~ 2022/4	2022/5~ 2022/7	2022/8	2022/9~ 2024/7	
ご購入機器代金	2,948	2,948	5,233	5,213	4,550	41,750		120,878
分割支払金残額(au +1 collection) (2018/04/03契約・48回払い)	663	663	663	663				13,923
分割支払金残額(端末) (2018/08/24契約・48回払い)	2,285	2,285	54,840					57,125
アップグレードプログラムEX特典			-54,840					-54,840
iPhone 11 ホワイト 128GB (24回払い: かえトクプログラム)			2,470	2,470	2,470	39,670		56,810
ノートン モバイルセキュリティ with ダークウェブ モニタリング3年版 for iOS (24回払い)			602	586	586	586		13,494
2019(6.1inch)用 3D保護ガラス/シールド (24回払い)			220	220	220	220		5,060
AirPods Pro (24回払い)			1,278	1,274	1,274	1,274		29,306


↑
33%オフ
420円を請求
△ 854

※店頭支払金は0円です。25ヶ月目以降の分割支払金残額は41,750円です。
 ※かえトクプログラムは、所定の条件を満たした場合、最終回支払い分39,670円を以下のとおり自動的に分割いたします。
 (分割した場合、信用情報機関への登録も以下の内容に変更します。)
 所定条件を満たさない場合、再度分割払いとするためには、審査が必要です。
 (24回目: 1,674円・25回目~47回目: 1,652円)

契約日 ~~平成~~ ^{令和} 2年 6月 7日

駐車場貸借契約証書

号

貸貸人		殿
賃借人	大西 耕治	殿

駐 車 場 賃 貸 借 契 約 書

甲（賃貸人）

乙（賃借人）

大西 耕治

上記、甲・乙当事者間において駐車場使用賃貸借契約を下記の通り締結した。

第 1 条 甲はその所有（占有又は管理）にかかる次に標示の場所を乙所有の下記
自動車を駐車するため賃貸する。

1. 名 称

2. 所在地 堺市中区深井東町344-7

3. 枠番号 第 [] 号 ~~（別紙朱線）~~ []

4. 駐車する自動車の名称等

車両名称 プリウス

登録番号 []

第 2 条 本賃貸借契約期間は、[] 2年 6月 7日より [] 4年 6月
7日までの2カ年契約とする。

但し、期間満了前30日前までに甲・乙何れからも何等の申出をしない
ときは、期間満了の翌日より更に同一条件のもとに契約を継続するもの
とする。

第 3 条 乙が本契約条項に違背し、或いは義務を履行しないときは甲は催告を要
しないで何時にても本契約を解除することができる。

第 4 条 駐車場の賃料は月額金、7,000 円也 とし、毎月25日までに
翌月分を、甲指定の金融機関へ持参し支払うものとする。

但し、1カ月未満の賃料については日割り計算とする。

第 5 条 甲は前条の賃料が公租公課、物価の変動等により、不相当になったとき
は何時にても改訂することができる。

- 第 6 条 乙の責めに帰すべき事由により月の途中において、解約するときは当該月の賃料は全額返還しないものとする。
- 第 7 条 乙は本契約締結と同時に保証金 XXXXXXXXXX 円也を甲に預託するものとする。
前項の保証金には利息を附さない。
- 第 8 条 甲・乙何れを問わず各々が契約期間中といえども止むを得ず、本契約を解除することができる。
乙が、解約を申し入れるときは1カ月以上前に **甲** に通知しなければならない。尚、この意思表示は解約通知書をもって行い、これを取り消す事はできない。又、解約通知し1カ月分の賃料相当額を支払う事により即時解約することができる。但し、甲においては3カ月とする。解約の際、賃料の計算は、明渡し月の日割り計算はしないものとする。
- 第 9 条 乙は前条による解約を要求された場合において立退料その他名義の如何を問わず金銭的要求をしないものとする。
- 第 10 条 乙は賃貸駐車を転貸又は他人を使用させてはならない。
- 第 11 条 乙は賃貸駐車場の構造変更・造作・加工等契約事の現状を変更してはならない。
- 第 12 条 乙は賃貸駐車を車両の駐車以外の用途に使用してはならない。
- 第 13 条 乙は火薬類・酸類・その他危険物或は著しく悪臭を発生するもの、その他駐車を著しく汚損する虞のある物品を搬入してはならない。
- 第 14 条 甲は駐車場の自動車及び車両内の物品・付属品その他、甲の故意過失によらない原因（火災・盗難・事故・紛失等）によって生じた損害についてはその責を負わない。

本契約の成立を証するため本証書2通を作成し、甲・乙各々1通を保持する。

令和 2年 6月 7日

賃 貸 人

住 所
氏 名

堺市

賃 借 人

住 所
氏 名
電 話

堺市中区深井東町2650-5

大西 耕治

072-220-1202



仲 介 人

免許番号
住 所
氏 名
電 話

取引主任者

登録番号
氏 名



このリース契約は、借受人および連帯保証人におかれましては、これらの事項をよくお読みいただき十分に納得の上、ご署名(記名・捺印)ください。

個人情報の取扱いにつきまして添付の【個人情報の取扱い】に記載しております。

借受人(乙) 1年 5月 17日

堺市

大西 耕治

大阪市北区西天満3丁目5番33号
株式会社トヨタレンタリース大阪
代表取締役 津本和信

連帯保証人

貴方(乙)と「乙」として借受人(以下中という)ならびに連帯保証人は、下記(1)記載の自動車(以下自動車という)のリースについて、
本契約ならびに添付の取扱いのとおりの契約を締結します。

リース方式 **メンテナンス**

契約No. [REDACTED]

(1) 車名 **7'リクス1800ハイブリッド S GVT**

型式 **ZVW51-AHXEB**

登録番号 [REDACTED]

リース期間 **1年 5月** リース料 **2万6340円/月** (1F7 FD20)

使用の所在地 **大阪府堺市**

営業場所 **大阪府堺市**

特別仕車
付属品
インテリジェントクリアランスソナー
ナビレイトセット(バックカメラ&ステアリングスイッチ)
LEDフロントフォグランプ
TRL:ETCセットアップ装置
DOP:サイドカメラ
PM:ハイオクETC車載器(純正位置)
PM:ハイオクナビゲーション(RW802-Q-W3)
PM:ハイオクドライブレコーダー(NO-DVR10)
PM:ハイオクナビカメラ接続アダプター
PM:ハイオクステアリングリモコン
SA9:フロアマット(OX)

(2)リース期間 1年 5月 17日 ~ 2年 6月 16日 60ヶ月

リース料 43,900円 (税込) 2,634,000円

消費税 (8.00%) 3,512円 (税込) 210,720円

(3)支払月額 47,412円 (税込) 2,844,720円

(4)支払期日 第2回 1年 6月 27日

3年 5月 29日 1年 6月 27日

60日 6年 4月 27日

(5)前払金

(6)保証金

(7)支払方法 **その他**

三菱UFJ銀行
大阪営業部

- 登録料
- 自動車税
- 自動車重量税
- 自動車損害賠償責任保険
- 自動車保険
- 延長保証サービス
- 盗難保険
- 無償(事故発生時修理費及び継続料)
- 任意の事故修理
- プロケア10
- サポートダイヤル
- 事故修理(車両保険付保時)
- オイル交換
- バッテリー交換 **必要数**
- スケジュール点検1回/6ヶ月
- タイヤ交換 **必要数**
- タイヤ交換
- 車検
- 法外
- 法外

(8) リース料に含まれる項目

(9) 保険会社 *****

保険種類 *****

フリースポ *****

年費条件 *****

副引割増 *****

対人 *****

対物 *****

人身傷害 1名 *****

車両 1年 *****

3年 *****

5年 *****

7年 *****

(15)規定損害金 2,631,835円
33,176円

(10)引渡予定日 1年 5月 21日
引渡場所 使用の本拠地

(11)販売デパート 大阪トヨペット株式会社
中モズ店

(12)契約走行距離 1,000 (13)超過走行料 82

(14)残価の精算 しない *****

(16) 特約事項
契約開始時点の消費税率にて請求させていただきます



請求予定表

LB081R

発行日 1年 5月20日

1 ページ

〒 [REDACTED]

大阪府堺市 [REDACTED]

大西 耕治 様

[REDACTED]

株式会社 トヨタレンタカー 大阪

〒 530-0047

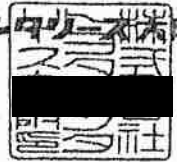
大阪市北区西天満

3-5-33

電話番号 06-6105-5112

地域第2 第2チーム

担当 [REDACTED]



契約No	[REDACTED]	車名	ブリス 1800ハイブリッド S CVT
契約期間	1年 5月17日～ 6年 5月16日	登録No	[REDACTED]

回数	利用月	月額リース料金			前払金			ご請求額	ご請求日	お支払期日
		金額	消費税額	小計	金額	消費税額	小計			
1	1. 5	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	1. 6. 5	1. 6. 27
2	1. 6	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	1. 6. 5	1. 6. 27
3	1. 7	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	1. 7. 5	1. 7. 27
4	1. 8	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	1. 8. 5	1. 8. 27
5	1. 9	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	1. 9. 5	1. 9. 27
6	1.10	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	1.10. 5	1.10. 27
7	1.11	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	1.11. 5	1.11. 27
8	1.12	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	1.12. 5	1.12. 27
9	2. 1	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2. 1. 5	2. 1. 27
10	2. 2	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2. 2. 5	2. 2. 27
11	2. 3	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2. 3. 5	2. 3. 27
12	2. 4	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2. 4. 5	2. 4. 27
13	2. 5	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2. 5. 5	2. 5. 27
14	2. 6	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2. 6. 5	2. 6. 27
15	2. 7	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2. 7. 5	2. 7. 27
16	2. 8	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2. 8. 5	2. 8. 27
17	2. 9	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2. 9. 5	2. 9. 27
18	2.10	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2.10. 5	2.10. 27
19	2.11	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2.11. 5	2.11. 27
20	2.12	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2.12. 5	2.12. 27
21	3. 1	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3. 1. 5	3. 1. 27
22	3. 2	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3. 2. 5	3. 2. 27
23	3. 3	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3. 3. 5	3. 3. 27
24	3. 4	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3. 4. 5	3. 4. 27
25	3. 5	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3. 5. 5	3. 5. 27
26	3. 6	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3. 6. 5	3. 6. 27
27	3. 7	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3. 7. 5	3. 7. 27
28	3. 8	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3. 8. 5	3. 8. 27

リース料金	2,634,000 円
消費税額	210,720 円
お支払総額	2,844,720 円
前払金	0 円
お支払期日	
充当方法	第 回 第 回～第 回 第 回～第 回
	円 円 84円

保証金	0 円
お支払期日	
お支払方法	その他

銀行名	三菱UFJ銀行
支店名	大阪営業部
口座種別	当座
口座番号	[REDACTED]

* 消費税額には地方消費税を含みます。
振込される場合は上記口座までお願いいたします。
なお振込手数料は貴社にてご負担お願いいたします。

0018686001



請求予定表

LB081R

〒 [Redacted]

発行日 1年 5月20日

2 ページ

大阪府堺市 [Redacted]

大西 耕治 様

株式会社 トヨタレンタカー 大阪

〒 530-0047

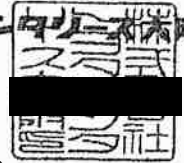
大阪市北区西天満

3-5-33

電話番号 06-6105-5112

地域第2 第2チーム

担当 [Redacted]



契約No	[Redacted]	車名	ﾌﾞﾘｯｽﾞ 1800ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ S CVT
契約期間	1年 5月17日～ 6年 5月16日	登録No	[Redacted]

回数	利用月	月額リース料金			前払金			ご請求額	ご請求日	お支払期日
		金額	消費税額	小計	金額	消費税額	小計			
29	3. 9	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3. 9. 5	3. 9. 27
30	3.10	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3.10. 5	3.10. 27
31	3.11	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3.11. 5	3.11. 27
32	3.12	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3.12. 5	3.12. 27
33	4. 1	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4. 1. 5	4. 1. 27
34	4. 2	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4. 2. 5	4. 2. 27
35	4. 3	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4. 3. 5	4. 3. 27
36	4. 4	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4. 4. 5	4. 4. 27
37	4. 5	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4. 5. 5	4. 5. 27
38	4. 6	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4. 6. 5	4. 6. 27
39	4. 7	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4. 7. 5	4. 7. 27
40	4. 8	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4. 8. 5	4. 8. 27
41	4. 9	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4. 9. 5	4. 9. 27
42	4.10	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4.10. 5	4.10. 27
43	4.11	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4.11. 5	4.11. 27
44	4.12	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4.12. 5	4.12. 27
45	5. 1	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5. 1. 5	5. 1. 27
46	5. 2	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5. 2. 5	5. 2. 27
47	5. 3	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5. 3. 5	5. 3. 27
48	5. 4	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5. 4. 5	5. 4. 27
49	5. 5	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5. 5. 5	5. 5. 27
50	5. 6	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5. 6. 5	5. 6. 27
51	5. 7	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5. 7. 5	5. 7. 27
52	5. 8	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5. 8. 5	5. 8. 27
53	5. 9	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5. 9. 5	5. 9. 27
54	5.10	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5.10. 5	5.10. 27
55	5.11	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5.11. 5	5.11. 27
56	5.12	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5.12. 5	5.12. 27

リース料金	2,634,000 円
消費税額	210,720 円
お支払総額	2,844,720 円
前払金	0 円
お支払期日	
充当方法	第 回 第 回～第 回 第 回～第 回
	円 円 85円

保証金	0 円
お支払期日	
お支払方法	その他

銀行名	三菱UFJ銀行
支店名	大阪営業部
口座種別	当座
口座番号	[Redacted]

* 消費税額には地方消費税を含みます。
振込される場合は上記口座までお願いいたします。
なお振込手数料は貴社にてご負担お願いいたします。

0018686001



請求予定表

LB081R

発行日 1年 5月20日

3 ページ

〒 [REDACTED]

大阪府堺市 [REDACTED]

大西 耕治 様

[REDACTED]

株式会社 トヨタレンタカー 大阪

〒 530-0047

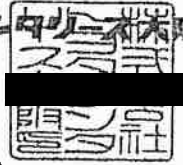
大阪市北区西天満

3-5-33

電話番号 06-6105-5112

地域第2 第2チーム

担当 [REDACTED]



契約No	[REDACTED]	車名	ﾌﾞﾘｽ 1800ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ S CVT
契約期間	1年 5月17日～ 6年 5月16日	登録No	[REDACTED]

回数	利用月	月額リース料金			前払金			ご請求額	ご請求日	お支払期日
		金額	消費税額	小計	金額	消費税額	小計			
57	6. 1	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	6. 1. 5	6. 1. 27
58	6. 2	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	6. 2. 5	6. 2. 27
59	6. 3	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	6. 3. 5	6. 3. 27
60	6. 4	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	6. 4. 5	6. 4. 27

リース料金	2,634,000 円
消費税額	210,720 円
お支払総額	2,844,720 円
前払金	0 円
お支払期日	
充当方法	第 回 円
	第 回～第 回 円
	第 回～第 回 86円

保証金	0 円
お支払期日	
お支払方法	その他

銀行名	三菱UFJ銀行
支店名	大阪営業部
口座種別	当座
口座番号	[REDACTED]

* 消費税額には地方消費税を含みます。
振込される場合は上記口座までお願いいたします。
なお振込手数料は貴社にてご負担お願いいたします。

0018686001

料金後納郵便

599-8123

大阪府 堺市 東区 北野田 472-19

廣田 新一 様



35301

親展

KC013855

お問い合わせ先
トヨタファイナンス株式会社 名古屋センター



☎ 052-239-2511
おクルマのクレジットに関するQ&Aはこちら

差出人

トヨタファイナンス株式会社

〒460-0003 名古屋市中区錦二丁目17番21号
NTTデータ伏見ビル別館

② **ご案内は内側をご確認ください。**

①の矢印よりゆくりくりと開いて中をご確認ください。
万一、このはがきが湿っている場合は、十分に乾かしてから開けてください。

お支払金一覧表

この度は、弊社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
お客様のお支払金は、ご指定口座より預金口座振替にて自動引落しさせていただきます。ご契約以外で弊社とご契約があり、かつお支払日およびお支払口座が同一の場合は、まとめてご請求させていただきます。
この一覧表は、お支払の完了まで大切にお願いします。お申し込みの上、お振込みをお願いします。
初回お支払は事務都合により、下記一覽通り2回分まとめてご請求となります。ご留意下さい。
本契約以外で弊社とご契約があり、かつお支払日およびお支払口座が同一の場合は、まとめてご請求させていただきます。
お車のお支払いにカードのポイントを還元するサービスをご利用の場合は、還元前の金額です。

回数	お支払期日	お支払金額 (円)	お支払後残高 (円)
001	20221202	59400	3504600
002	20221202	59400	3445200
003	20230102	59400	3385800
004	20230202	59400	3326400
005	20230302	59400	3267000
006	20230402	59400	3207600
007	20230502	59400	3148200
008	20230602	59400	3088800
009	20230702	59400	3029400
010	20230802	59400	2970000
011	20230902	59400	2910600
012	20231002	59400	2851200
013	20231102	59400	2791800
014	20231202	59400	2732400
015	20240102	59400	2673000
016	20240202	59400	2613600
017	20240302	59400	2554200
018	20240402	59400	2494800
019	20240502	59400	2435400
020	20240602	59400	2376000
021	20240702	59400	2316600
022	20240802	59400	2257200
023	20240902	59400	2197800
024	20241002	59400	2138400
025	20241102	59400	2079000
026	20241202	59400	2019600
027	20250102	59400	1960200
028	20250202	59400	1900800
029	20250302	59400	1841400
030	20250402	59400	1782000

※ご契約書等(または連帯保証人様)以外からのお問い合わせにはお答えできない場合がございますので、予めご了承ください。

2022年11月17日 発行
ご契約番号
ご契約日 2022年10月24日
取扱販売店 トヨタカローラ自動車株式会社
ご利用商品名 トヨタクレジット(リース保証)
お支払金合計 3,564,000円
連帯登録番号
口座振替ご指定口座
金融機関
支店
科目
普通
口座番号
初芝支店
※個人情報保護の観点から、口座番号の一部を非表示としております。

回数	お支払期日	お支払金額 (円)	お支払後残高 (円)
031	20250502	59400	1722600
032	20250602	59400	1663200
033	20250702	59400	1603800
034	20250802	59400	1544400
035	20250902	59400	1485000
036	20251002	59400	1425600
037	20251102	59400	1366200
038	20251202	59400	1306800
039	20260102	59400	1247400
040	20260202	59400	1188000
041	20260302	59400	1128600
042	20260402	59400	1069200
043	20260502	59400	1009800
044	20260602	59400	950400
045	20260702	59400	891000
046	20260802	59400	831600
047	20260902	59400	772200
048	20261002	59400	712800
049	20261102	59400	653400
050	20261202	59400	594000
051	20270102	59400	534600
052	20270202	59400	475200
053	20270302	59400	415800
054	20270402	59400	356400
055	20270502	59400	297000
056	20270602	59400	237600
057	20270702	59400	178200
058	20270802	59400	118800
059	20270902	59400	59400
060	20271002	59400	0

上記お支払回数を超えるご契約の場合は、
表面②より開いて中をご覧ください。

切手等受払簿 【切手】

2023年度

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

年月日	会計帳簿 整理番号	摘要	受入れ・払出しの内容 単位：枚								
			1 円			2 円			5 円		
			受入	払出	残	受入	払出	残	受入	払出	残
4/1		前期繰越	8		8 [✓]	5		5 [✓]	1		1
4/27	0427029	市民相談								1	0 [✓]
		4月計	8	0	8	5	0	5	1	1	0

切手等受払簿 【切手】

2023年度

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

年月日	会計帳簿 整理番号	摘要	受入れ・払出しの内容 単位：枚								
			10 円			20 円			50 円		
			受入	払出	残	受入	払出	残	受入	払出	残
4/1		前期繰越	8		8	3		3	10		10
4/24	0424007	市民相談		1	7						
4/25	0425011	市民相談					1	2			
		4月計	8	1	7	3	1	2	10	0	10

切手等受払簿 【切手】

2023年度

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

年月日	会計帳簿 整理番号	摘要	受入れ・払出しの内容 単位：枚								
			54円			100円			120円		
			受入	払出	残	受入	払出	残	受入	払出	残
4/1		前期繰越	2		2	3		3	7		7
4/5		購入1=53受入	5		7						
4/25	0425011	市民相談								1	6
4/28	0428006	市民相談								1	5
		4月計	7	0	7	3	0	3	7	2	5
5/12		市民相談		1	6						

切手等受払簿 【切手】

2023年度

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

年月日	会計帳簿 整理番号	摘要	受入れ・払出しの内容 単位：枚								
			140 円			205 円			260 円		
			受入	払出	残	受入	払出	残	受入	払出	残
4/1		前期繰越	0		0	1		1	10		10
4/24	0424007	市民相談								2	8 ✓
4/27	0427029	市民相談					1	0 ✓			
		4月計	0		0	1	1	0	10	2	8

2023年度

領収書

様

[販売]
84円普通切手 5枚 ¥420

小計 ¥420

課税計(10%) ¥0
(内消費税等 ¥0)
非課税計 ¥420

合計 ¥420
お預り金額 ¥500
おつり ¥80

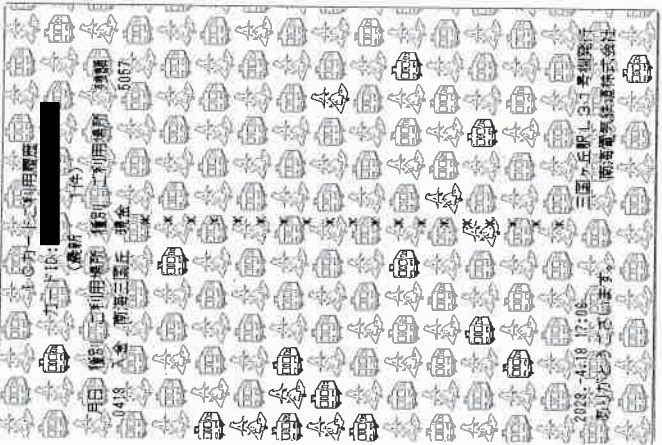
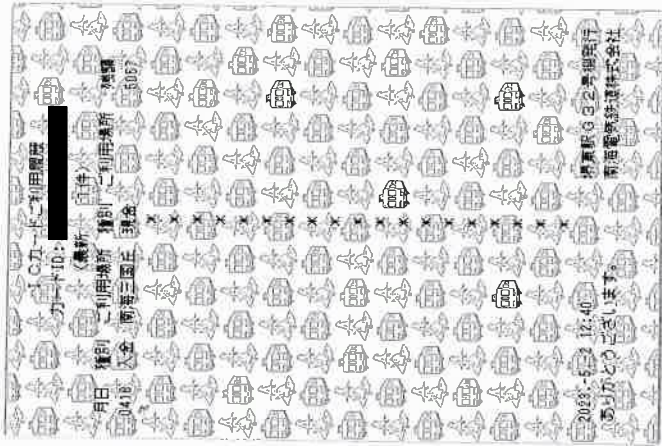


〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2023年 4月 5日 17:07
発行No. 230405J8715 端N88箱21
連絡先：堺郵便局
TEL:0570-943-062



年月日	種別	品名	数量	単位	金額	備考
1108	入精	農北光明池	3580	kg	35800	精製
1108	入精	南海精製	3300	kg	33000	
1218	入精	農北光明池	2800	kg	28000	
1220	入精	南海精製	2500	kg	25000	
1220	入精	農北光明池	2100	kg	21000	
0127	入精	南海精製	1700	kg	17000	
0127	入精	農北光明池	1440	kg	14400	
0127	入精	JR西 X X X	1280	kg	12800	
0425	入精	農北光明池	800	kg	8000	
0427	入精	農北光明池	5880	kg	58800	理益
0427	入精	南海精製	4800	kg	48000	
0501	入精	農北光明池	5200	kg	52000	
0501	入精	南海精製	4800	kg	48000	

2023年5月1日 11:42
 株式会社 農北光明池
 株式会社 南海精製



ICカード利用明細 (最新) (8件)

月日	種別	利用駅	利用額
0802	入場	三国丘 (京急)	6378
0802	入場	JR新大塚 (京急)	6011
0802	入場	JR品川 (京急)	5361
0802	入場	JR五反田 (京急)	5163
0803	入場	JR新大塚 (京急)	4880
0803	入場	JR難波 (京急)	4597
0803	入場	JR新大塚 (京急)	4317
0803	入場	JR難波 (京急)	4057

2023-11-20 12:08

ICカード利用明細 (最新) (8件) 三国丘駅 R02発行 西日本

ICカード利用明細 (最新) (1件)

月日	種別	利用場所	種別	利用額
0418	入金	新三国丘 (京急)	現金	5057

2023-11-18 17:08

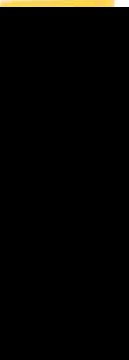
ICカード利用明細 (最新) (1件) 三国丘駅 L301 豊田銀行 新大塚駅 豊田銀行



ICカードご利用履歴
カード番号 [REDACTED]
(最新 20件)

月日	種別	ご利用場所	種別	ご利用場所	金額
0305	入場	東北東七五	出場	東北東七五	6090
0305	入場	大地北花田	出場	大地北花田	5810
0305	入場	大地天王寺	出場	大地天王寺	5530
0307	入場	大地北花田	出場	大地北花田	5300
0311	入場	大地北花田	出場	大地中寺	4970
0311	入場	大地北花田	出場	大地北花田	4640
0317	乗車	バス乗車	バス乗車	大地北花田	4420
0318	入場	大地北花田	出場	大地北花田	4090
0318	入場	大地北花田	出場	大地北花田	3760
0321	入場	大地北花田	出場	大地北花田	3430
0321	入場	大地北花田	出場	大地北花田	3100
0405	入場	大地北花田	出場	大地北花田	2760
0405	入場	大地北花田	出場	大地北花田	2520
0405	入場	南遊園	出場	大地北花田	2260
0405	乗車	バス乗車	バス乗車	南遊園	2000
0415	入場	大地北花田	現金	大地北花田	5000
0415	入場	大地北花田	出場	大地北花田	4680
0423	入場	大地北花田	出場	大地北花田	4320
0423	入場	大地北花田	出場	大地北花田	3950
0423	入場	大地北花田	出場	大地北花田	3640

2023-4-23 18:04
毎度ありがとうございます 大田市高速電氣軌道株式会社 ICカード発行



IC力-F10: (最新之0件)

月日	種別	利用場所	種別	金額
1121	入債	南海精真	出債	7005
1121	入債	大地X X X	出債	8545
1121	入債	大地X X X	出債	8285
1202	入債	南海天ノ茶	出債	8945
1202	入債	他社債X X	出債	6065
1202	入債	他社債X X	出債	5845
1203	入債	泉北深井	出債	5545
1203	入債	南海精真	出債	5245
1223	入債	南海精真	出債	4945
1223	入債	他社債X X	出債	4775
0113	入金	泉北深井	現金	4475
0128	入金	泉北深井	現金	7175
0317	入金	泉北深井	現金	7005
0317	入金	泉北深井	現金	8485
0317	入金	泉北深井	現金	8285
0317	入金	他社債X X	現金	8285
0411	入金	南海精真	現金	8095
0428	入金	泉北深井	現金	8735
2023-5-11	28:77	南海電鉄建設株式会社	南海電鉄建設株式会社	

IC力-F10: (最新之0件)

月日	種別	利用場所	種別	金額
1104	入債	泉北深井	出債	7285
1121	入債	南海天ノ茶	出債	7005
1121	入債	大地X X X	出債	8545
1121	入債	大地X X X	出債	8285
1202	入債	南海天ノ茶	出債	8945
1202	入債	他社債X X	出債	6065
1202	入債	他社債X X	出債	5845
1203	入債	泉北深井	出債	5545
1203	入債	南海精真	出債	5245
1208	入債	南海精真	出債	4945
1223	入債	他社債X X	出債	4775
0113	入金	泉北深井	現金	4475
0128	入金	泉北深井	現金	7175
0317	入金	泉北深井	現金	7005
0317	入金	泉北深井	現金	8705
0317	入金	泉北深井	現金	8485
0317	入金	他社債X X	現金	8285
0411	入金	南海精真	現金	8095
2023-4-11	16:27	南海電鉄建設株式会社	南海電鉄建設株式会社	



姓名：[REDACTED] 性别：[REDACTED] 出生日期：[REDACTED]
 身份证号：[REDACTED] 联系电话：[REDACTED]
 联系地址：[REDACTED] 电子邮箱：[REDACTED]
 工作单位：[REDACTED] 职务：[REDACTED]
 入党时间：[REDACTED] 转正时间：[REDACTED]
 入党介绍人：[REDACTED] 培养联系人：[REDACTED]
 考察人：[REDACTED] 考察时间：[REDACTED]
 考察地点：[REDACTED] 考察内容：[REDACTED]
 考察结论：[REDACTED] 考察人签字：[REDACTED]
 日期：2023年6月12日 地点：[REDACTED]

姓名：[REDACTED] 性别：[REDACTED] 出生日期：[REDACTED]
 身份证号：[REDACTED] 联系电话：[REDACTED]
 联系地址：[REDACTED] 电子邮箱：[REDACTED]
 工作单位：[REDACTED] 职务：[REDACTED]
 入党时间：[REDACTED] 转正时间：[REDACTED]
 入党介绍人：[REDACTED] 培养联系人：[REDACTED]
 考察人：[REDACTED] 考察时间：[REDACTED]
 考察地点：[REDACTED] 考察内容：[REDACTED]
 考察结论：[REDACTED] 考察人签字：[REDACTED]
 日期：2023年4月18日 地点：[REDACTED]

